

災害応急対策共通スケジュール

1 計画の方針

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、市民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

(1) 地震発生から 1 時間以内

- 建物等の下敷きになった者等の救出（地域の住民等の助け合いによる）
- 避難行動要支援者の安全確保
- 津波に関する情報（警報・注意報）の伝達、避難
- 危険な建物・場所からの避難
- 初期消火、消火活動
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 概括的被害情報の収集
- 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- 胎内市長等の緊急アピール

(2) 地震発生から 3 時間以内

- 被害情報の収集
- 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- 指定避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- 緊急道路の啓開
- 交通規制の実施
- 被災地への救護所の設置
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 県ボランティア本部・胎内市ボランティアセンターの設置
- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 地震発生から 6 時間以内

- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 避難所への避難者の概数及び食糧等必要量の把握
- 胎内市の被害状況の把握
- 被災地外からの医療救護班の派遣
- 輸送用車両の確保

(4) 地震発生から 12 時間以内

- 各種施設の被災状況の把握
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 避難所等への食糧・生活必需品の輸送
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施

(5) 地震発生から 24 時間以内

- 避難所外避難者の状況の把握
- 被災建築物応急危険度判定
- ボランティアの受入

(6) 地震発生から 72 時間(3 日)以内

- 避難所外避難者の状況の把握
- 被災宅地応急危険度判定
- ボランティア受入れの広報の発信
- 義援物資の市町村への輸送

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール
【震災対策編】

No.	節名	発生から時間以内	発生から時間以内	発生から時間以内	発生から時間以内	発生から時間以内	発生から時間以内
1	災害対策本部の構成 災害対策本部の運営	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
2	災及び防災体制 防災体制会議開催 災及び防災体制会議開催	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
3	施設明確化図面相互 協力体制 協力体制	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
4	災害時の通信確保 災害時の通信確保	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
5	津波避難計画 津波避難計画	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
6	被災状況取扱い 被災状況取扱い	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
7	広報会議 広報会議	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
8	住民等懇親会面 住民等懇親会面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
9	避難所運営会議 避難所運営会議	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
10	避難所外避きの支 援会面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
11	自衛隊の災害対応 面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
12	輸送会議 輸送会議	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
13	医療・医事及び交通 機動会議	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
14	消防・警戒会議 消防会議	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
15	消防活動計画 消防活動計画	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
16	救命・救助活動計 画	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
17	医療活動計画 医療活動計画	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
18	防災及び保健会計 面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
19	心のケア対策会面 心のケア対策会面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
20	男女生活にこころる会計 の会計面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
21	医薬物の処置会面 医薬物の処置会面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
22	トイレ清掃会面 トイレ清掃会面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
23	入浴対策 入浴対策	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
24	食料・生活必需品等 供給会面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
25	医配当物の応急対策 医配当物の応急対策	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
26	建物の応急診断判定 定期面	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災害から時間以内	災災から3ヶ月以内	発災から3ヶ月以内

災害応急対策タイムスケジュール
【震災対策編】

No.	節名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内	発災から24時間以内	発災から48時間以内	発災から週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
27	宅地等の応急対策					被災宅地地盤の把握 危機要請	被災宅地地盤の把握 危機要請	被災宅地地盤の把握 危機要請半端		
28	学校における応急対策	被災生徒等の避難・安置確認 保護者等の連絡・安全確保	保護者への安否情報の提供 被災者の帰宅には保護者	被災者の判断・連絡 被災者の安全には保護者	被災者の判断・連絡 被災者の安全には保護者	被災者の判断・連絡 被災者の安全には保護者	被災者の判断・連絡 被災者の安全には保護者	被災者の判断・連絡 被災者の安全には保護者	学用品等の手配 半日休間の判断・準備	
29	文化施設応急対策	被災者の大規模な避難報告 被災者の大規模な避難報告	被災者の大規模な避難報告 被災者の大規模な避難報告	被災者の大規模な避難報告 被災者の大規模な避難報告	被災者の大規模な避難報告 被災者の大規模な避難報告	被災者の大規模な避難報告 被災者の大規模な避難報告	被災者の大規模な避難報告 被災者の大規模な避難報告	被災者の大規模な避難報告 被災者の大規模な避難報告		
30	報廢物の処理計画					輸送機会等の調整依頼 輸送機会等の調整依頼	輸送機会等の調整依頉 輸送機会等の調整依頉	輸送機会等の調整依頉 輸送機会等の調整依頉		
31	退体の報告・処理・里親計画					退体等の登録 火葬場の登録	退体等の登録 火葬場の登録	退体等の登録 火葬場の登録	退体等の登録 火葬場の登録	
32	愛玩動物の保護・処理									
33	災害時の放送	地震情報等の放送(速報) 船内放送	被災状況の把握 イーフラの状況把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	
34	公会通園の確保	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	
35	電力供給の応急対策	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	被災状況の把握 被災状況の把握	
36	ガス供給計画	被災止断装置・警報・二次災害防止装置 被災者生活確認(船内ガス)	被災止断装置・警報・二次災害防止装置 被災者生活確認(船内ガス)	被災止断装置・警報・二次災害防止装置 被災者生活確認(船内ガス)	被災止断装置・警報・二次災害防止装置 被災者生活確認(船内ガス)	被災止断装置・警報・二次災害防止装置 被災者生活確認(船内ガス)	被災止断装置・警報・二次災害防止装置 被災者生活確認(船内ガス)	被災止断装置・警報・二次災害防止装置 被災者生活確認(船内ガス)	被災止断装置・警報・二次災害防止装置 被災者生活確認(船内ガス)	
37	給水・上水道施設の応急対策	被災状況の把握 個人衛生による消毒	被災状況の把握 個人衛生による消毒	被災状況の把握 個人衛生による消毒	被災状況の把握 個人衛生による消毒	被災状況の把握 個人衛生による消毒	被災状況の把握 個人衛生による消毒	被災状況の把握 個人衛生による消毒	被災状況の把握 個人衛生による消毒	
38	下水道施設等の応急対策									
39	工芸用火・油施設の応急対策									
40	危険物等施設の応急対策	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	
41	等の応急対策	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	被災状況の把握 危険物等の停止措置 危険物等の停止措置	
42	油港施設の応急対策									
43	鉄道事業者の応急対策	被災状況の把握 乗客への広報	被災状況の把握 乗客への広報	被災状況の把握 乗客への広報	被災状況の把握 乗客への広報	被災状況の把握 乗客への広報	被災状況の把握 乗客への広報	被災状況の把握 乗客への広報	被災状況の把握 乗客への広報	
44	急対策									
45	河川・海岸施設の応急対策									
46	船舶・船用機器の応急対策									
47	農林水産業の応急対策									
48	商工業の応急対策									
49	応急住宅の受け入れ・記分計画									
50	ボランティアの受け入れ	被災者ボランティア本部設置 情報の収集	被災者ボランティア本部設置 情報の収集	被災者ボランティア本部設置 情報の収集	被災者ボランティアセンターの設置 ボランティア受け入れの広報の発信	被災者ボランティア本部設置 情報の収集	被災者ボランティア本部設置 情報の収集	被災者ボランティア本部設置 情報の収集	被災者ボランティア本部設置 情報の収集	
51	被災者の受け入れ・記分計画									
52	義援金の対策									
53	災害救助法による救									

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

1 計画の方針

国、新潟県、胎内市をはじめとした防災関係機関は、県内に大規模な地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 災害対策本部等の設置基準

ア 初動時の対応

市内で地震が発生した場合には、震度等の情報に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」や「警戒体制」、「警戒本部」を設置して、情報収集・提供等を開始する。

イ 情報収集後の対応

被害の状況等から、市長が必要と判断した場合には「災害対策本部」を設置し、被害が小さく各部がそれぞれ対応する場合には、必要に応じて「警戒本部」を設置する。

〔災害対策本部等の設置区分一覧〕

初動時情報	初動時対応	情報収集後対応
震度5弱以上	直ちに「災害対策本部」を設置	
震度4	覚知後係長以上参集し「警戒本部」を設置	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置
震度3	総務課を中心に各課局から情報収集を実施「警戒体制」	2 被害が小さい場合 → 各課局支所で対応 (必要に応じ、「対策本部」を設置)
「津波注意報」「津波警報」「大津波警報」	直ちに「警戒本部」を設置	
	直ちに「災害対策本部」を設置	

(2) 災害対策本部等の組織・運営

市災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、胎内市災害対策本部条例に定めるほか、本節で定める。

なお、災害対策本部等の体制については、災害等の規模により本部長がその都度定める。

2 災害対策本部

(1) 市災害対策本部（本庁）の設置

ア 設置の基準

市長は、次の場合に胎内市災害対策本部（以下この項において「本部」という。）

を設置し、又は廃止する。

設置基準	○ 市の地域において、地震又は津波により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合 ○ 市の地域において、震度5弱以上の地震による揺れが観測された場合
廃止基準	○ 災害応急対策が概ね完了した場合 ○ その他必要がなくなったと認めた場合

イ 本部（本部室）の設置場所

本部（本部室）は、本庁舎2階大会議室に設置する。

本部が被害を受けた場合は、産業文化会館又は黒川支所とする。

ウ 本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

エ 本部設置の府内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各部等への周知は、府内放送又はメール等により行う。

オ 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

(ア) 胎内市災害対策本部の設置又は廃止の新潟県等への報告

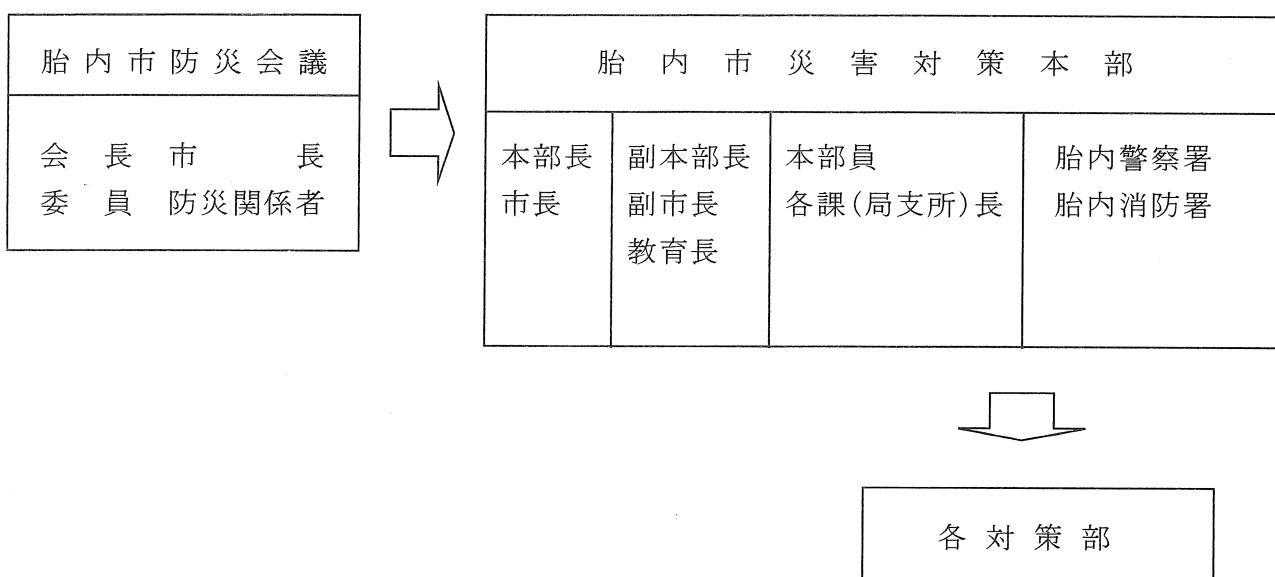
胎内市長は、胎内市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより、県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(イ) 総務課長は、本部が設置又は廃止された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表する。

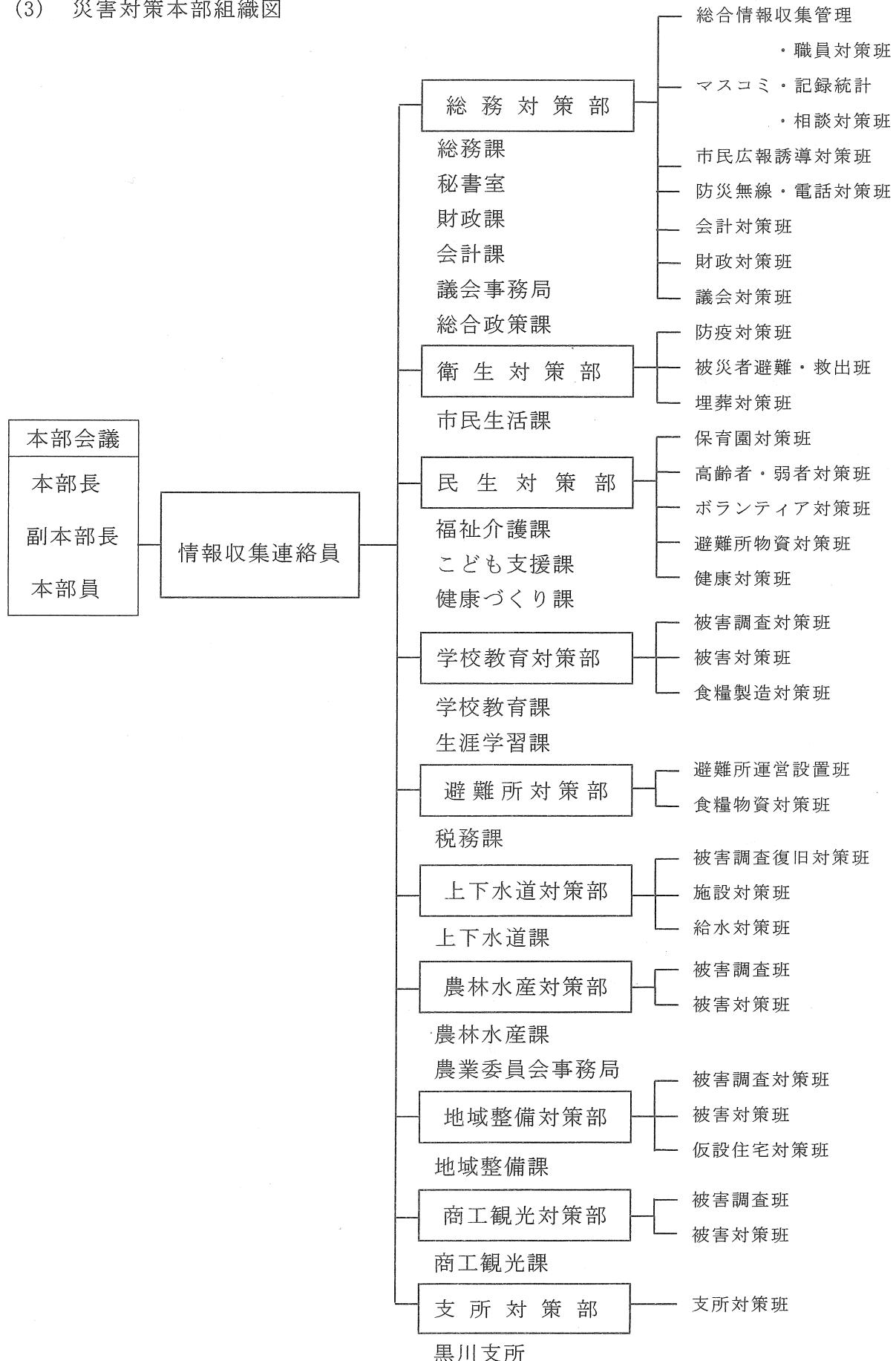
カ 防災会議連絡員室の設置

(ア) 本部が設置された場合は、防災会議連絡員室を本庁舎3階に設置する。

(2) 胎内市災害対策本部の組織図



(3) 災害対策本部組織図



(3) 本部（本庁）の組織、運営等

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長・教育長）

(ア) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(イ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は次のとおりとする。

第1順位：副市長、第2順位：教育長

ウ 本部員

(ア) 本部員は、本部長の命を受け、原則として本部（本部室）において、本部の事務に従事する。

(イ) 本部員の構成は次のとおりとする。

各課（室・局・支所）長とする。

エ 災害対策本部職員

(ア) 災害対策本部の職員については、あらかじめ市長が指名する。

(イ) 災害対策本部職員は、自らが所属する部の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

オ 会議の開催

(ア) 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議の構成は、本部長、副本部長、各対策部長及び本部長がその都度指示する本部員とする。ただし、本部設置直後の本部会議は、全本部員を原則とする。

c 協議事項等は、次のとおりとする。

(a) 市内の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項

(b) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

(c) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(d) 公用令書による公用負担に関する事項

(e) その他災害対策上重要な事項

(イ) 緊急対策会議

本部長は、災害対策に係る検討を行うため、必要に応じ緊急対策会議を招集する。

(ウ) 調整会議

a 総務課長は、災害応急対策について各部との連絡調整を図るため、必要に応じて調整会議を招集する。

b 調整会議は、その都度指示する職員で構成する。

(エ) 防災関係機関の合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、他の防災関係機関との調整及び

情報共有を図るため、必要に応じ県及び他の防災関係機関による合同会議を開催することができる。

(4) 現地災害対策本部

本部長は、地震、津波により局的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じ被災地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地に設置する。

イ 現地本部の組織

(ア) 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

(イ) 現地本部長は、本部の副本部長（副市長）又は本部員のうちから本部長（市長）が指名する。

(ウ) 現地本部員は、本部長（市長）が指名する。

(エ) 現地本部長は、本部長（市長）の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

ウ 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(5) 分掌事務等

ア 本部の組織は次のとおりとし、分掌事務は、別記一に定めるとおりとする。

① 総務対策部	総務課 秘書室 総合政策課 財政課 会計課 議会事務局
② 衛生対策部	市民生活課
③ 民生対策部	福祉介護課 こども支援課 健康づくり課
④ 学校教育対策部	学校教育課 生涯学習課
⑤ 避難所対策部	税務課
⑥ 上下水道対策部	上下水道課
⑦ 農林水産対策部	農林水産課 農業委員会事務局
⑧ 地域整備対策部	地域整備課
⑨ 商工観光対策部	商工観光課
⑩ 支所対策部	黒川支所

イ 各対策部長は、分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくものとする。

ウ 本部長、副本部長、対策部長、副部長、班長、その他職員は、災害対策活動に従事するとき腕章を帶用するものとする。

3 警戒本部

(1) 設置

市沿岸に津波注意報若しくは津波警報が発表された場合は、速やかに設置する。

(ア) 名称は「○○○警戒本部」とする。

(イ) 設置者は、副本部長又は本部員とし参考者は第一次配備並びに関係各課で対応する。(必要に応じて応援要請する。)

(ウ) 設置場所は、3階総務課内とする。

(エ) 警戒本部を設置又は廃止した場合は関係方面に周知する。

(2) 廃止

(ア) 災害対策本部が設置された場合。

(イ) 被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合。

(ウ) その他必要がなくなったと副本部長が判断した場合。

別記一 1

災害対策本部の分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務対策部	第1班 総合情報収集・職員対策班	1 災害対策本部の設置・廃止の検討に関すること。 2 災害応急対策に関すること。 3 現地対策本部の設置に関すること。 4 避難指示等に関すること。 5 災害応急要請に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請等に関すること。 7 防災関係機関との合同会議の招集に関すること。 8 避難所の開設等に関すること。 9 災害救助法と激甚災害救助法の申請に関すること。 10 国、県への要望に関すること。 11 災害対策本部会議の開催に関すること。 12 被害状況の収集に関すること。 13 気象等の情報収集及び伝達に関すること。 14 災害速報の報告に関すること。 15 避難者数及び避難所の開設状況等の把握に関すること。 16 収集情報の分析に関すること。 17 区長その他関係機関と連絡調整に関すること。 18 災害時の郵送に関すること。 19 他市町村の応援要請を部長と協議に関すること。 20 職員の配備体制に関すること。 21 本部職員等の保健衛生・食料・寝具等の確保に関すること。 22 被害応援職員の受入、身分取扱等に関すること。 23 災害が長期化の場合を想定し、職員の交代等に関すること。 24 災害時の郵便等に関すること。
	第2班 マスコミ・記録統	1 報道機関への被害情報提供に関すること。 2 市長による住民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること。

	計・相談対策班	3 生活関連情報の提供に関すること。 4 報道機関への緊急報道要請に関すること。 5 災害広報紙に関すること。 6 報道機関からの照会対応に関すること。 7 ホームページを活用した各種情報提供に関すること。 8 外国人への情報提供について。 9 写真等による情報の収集及び記録対応に関すること。
	第3班 市民広報誘導対策班	1 被害状況を収集し、避難指示等の措置について部長と協議すること。 2 避難指示等が発令されたら避難所を確認し、指示範囲の広報をするとともに、区長及び消防団と協力し誘導すること。 3 市民の被害相談所の開設。 4 安否情報に関すること。 5 庁用車使用台帳を整理し、常時使用中の車両を把握すること。
総務	第4班 防災無線・電話対応班	1 災害用通信施設の機能確保に関すること。 2 通信業者等外部団体との通信にかかる連携に関すること。 3 傍受した災害被害状況のとりまとめに関すること。 4 入手した情報は、総務対策部長に逐次報告するものとする。 5 本庁対策本部に、災害情報が一目でわかるよう地図及び紙面に箇条書し、掲載すること。(地図掲示板を本部会議内に掲示する。) 6 電力、電話の被害の応急復旧に関すること。
対策部	第5班 会計対策班	1 災害支援金のとりまとめ。 2 災害関係費用の支払い等。 3 各部の連絡調整。
	第6班 財政対策班	1 災害対策の予算について本部長と協議すること。 2 義援金等財政支援に関し、取りまとめ本部長に報告すること。 3 災害弔慰金、災害障害見舞金、及び災害援護資金について調整すること。 4 予算措置方針の策定をし、本部長に付議して、関係対策部長に指示すること。 5 義援金の受付をすること。 ① 義援金品の配分は、被害状況確定後本部長の決定により配分すること。 ② 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案の上、世帯及び人員を単位として民生対策部において立案すること。 ③ 寄託された義援金については、被災者に配布するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座に預金すること。 ④ 義援品の保管については、市民その他から直接寄託されたも

総務対策部		<p>の、新潟県及び日赤から配分を受けた物資も併せて公民館に保管する。ただし、災害の状況によっては、その他の倉庫に臨時の集積所を定め保管すること。</p> <p>⑤ 義援金品の受払等の帳簿その他この計画に定めるものを除き、必要な事項は、生活必需品給（貸）与計画を準用すること。</p> <p>6 各対策部の災害対策経費について取りまとめること。</p> <p>7 管理施設の被害調査・応急措置を行う。</p>
	第7班 議会対策班	<p>1 議会に対する災害情報の連絡に関すること。</p> <p>2 被災地への視察・慰問・激励等に関すること。</p> <p>3 本部長が命ずる他部への応援協力。</p>
衛生対策部	第1班 防疫対策班	<p>1 災害現場に配備し、死傷者の情報収集し部長に報告すること。</p> <p>2 防疫に関し、必要な資機材及び薬剤を手配し消毒班を編成すること。</p> <p>3 健康福祉環境部と協議し、防疫及び衛生指導の協力を要請し実施すること。</p> <p>4 避難所開設後、便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後避難所管理者等の協力を得て適宜実施すること。</p> <p>5 浸水家屋、下水その他不潔な場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して自主的に消毒するよう指導すること。</p> <p>6 班長は、検病検査、伝染病患者の隔離等防疫班の能力では、実施困難な防疫活動の必要を認めた場合、又は消毒班のみでは消毒その他の活動が十分実施できない場合は、部長と協議し、本部長に報告、本部長は健康福祉環境部を通じ県本部長（県知事）に協力を要請すること。</p> <p>7 ゴミ処理及びし尿処理対策について、関係機関と協議し対策を講ずること。</p> <p>8 長期化が予想される時は、他町村或いは県外からの応援を要請すること。</p>
	第2班 被災者対策・救出対策班	<p>1 災害現場に配備し、避難、救出者の情報を収集し部長に報告すること。</p> <p>2 避難、救出者の搬送車を確保すること。</p> <p>3 傷病者収容・医療対策班と緊密な連携体制を取り、搬送には万全な体制を取るものとする。</p> <p>4 被災者の避難所について、関係機関と協議し対策を講ずること。</p>
	第3班 埋葬対策班	<p>1 死体収容について、埋葬許可書を発行すること。</p> <p>2 納棺を発注すること。</p> <p>3 死体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、納棺に氏名及び番号を記載した「氏名札」を添付すること。</p> <p>4 死体処理表によって整理のうえ引き渡すこと。</p>

衛生対策部	<p>5 死体収容所を設営する、原則として付近の公共施設、寺院等に開設するものとし、死体収容のため適当な既存建物がない場合はテント、幕張等を設備すること。</p> <p>6 火葬に付する場合は、災害死体送付兼焼骨処理表を作成し火葬場に送付すること。</p> <p>7 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を付し保管所に送付すること。</p> <p>8 死体多数のため火葬場で処理しえないときは、死体収容所その他適当な場所に仮埋葬すること。</p> <p>9 仮埋葬死体は、適当な時期に発掘して火葬に付すること。</p> <p>10 仮埋葬は、個別埋葬を原則とするが、不能の場合は合葬すること。</p>
民生対策部	<p>第1班 保育園対策班</p> <p>時間内 保育係・各保育園で対応</p> <p>1 園児をいち早く安全な場所に避難させること。</p> <p>2 人員を把握し、部長に報告すること。</p> <p>3 園児の父兄に連絡し、帰宅してもらうこと。</p> <p>4 父兄に連絡の取れない園児については、近くの避難所に収容し、父兄への連絡に遗漏のないようにすること。</p> <p>5 傷病者の状況を把握し、部長に報告し、医療機関へ収容する手配をすること。</p> <p>6 施設の被害状況を把握し、部長に報告し応急復旧対策を協議すること。</p> <p>7 園児全員の避難が完了したら、部長に連絡し、今後の業務について指示を受けること。</p> <p>時間外は、福祉課に集合</p> <p>8 各保育園関係者は、福祉課に集合し、部長の指示を受けること。</p>
	<p>第2班 高齢者・弱者対策</p> <p>1 社会福祉協議会職員と協力し、一人暮らし及び寝たきり老人の被害状況並びに傷病者の情報収集をすること。(介護保険係と連携をとる事)</p> <p>2 傷病者の収容する医療機関に連絡し、収容計画を協議すること。</p> <p>3 一人暮らし老人の住宅等の被害状況を収集し、応急復旧対策を協議すること。</p> <p>4 避難場所を確保し、人員搬送者の手配をすること。</p> <p>5 避難所に収容し、人員を把握すること。</p> <p>6 避難所へ寝たきり老人を収容するにあたり、万全の体制で対応すること。</p>
	<p>第3班 ボランティア対策</p> <p>1 社会福祉協議会との連絡調整すること。</p> <p>2 ボランティア団体と連絡調整すること。</p> <p>3 ボランティア名簿を作成し、各対策部と協議すること。</p> <p>4 ボランティア交代要員を確保し、順次交代できる体制を作成する</p>

		<p>こと。</p> <p>5 ボランティア要員の食糧を確保すること。</p> <p>6 ボランティア要員の宿泊施設及び寝具の手配をすること。</p> <p>7 赤十字との連絡調整。</p>
民 生 対 策 部	第4班 避難所物資対策 班	<p>1 避難所設置運営対策班と避難の人員と食糧状態について協議す ること。</p> <p>2 物資搬送車を確保すること。</p> <p>3 避難人数・期間等の対策を早急に講ずること。</p> <p>4 米穀業組合及びJAに連絡し、米穀を確保すること。</p> <p>5 関係店舗に連絡し、麺類・調整粉乳、副食品・寝具類・衣服類を 確保すること。</p> <p>6 確保した物品等を台帳に整理すること。</p> <p>7 他市町村からの救援物資の収受をすること。</p> <p>8 ボランティア隊の支援を受け、人員の割り振りをすること。</p>
	第5班 健康対策班	<p>1 避難者の健康管理に関すること。</p> <p>2 傷病者収容、医療対策を講ずること。</p> <p>3 仮設浴場等に関して。</p> <p>4 避難所設置対策部との調整。</p> <p>5 災害現場に配備し、傷病者の情報を収集し部長に報告すること。</p> <p>6 医療救護活動に医師の手配をすること。</p> <p>7 傷病者の搬送計画を作成し、実施すること。</p> <p>8 消防機関と連絡を緊密にし、医療機関の手配をすること。</p> <p>9 多数のけが人が発生した場合は、緊急診療所を開設し、医師の手 配をすること。</p> <p>10 緊急診療所内で、医師の医療ができやすいように手伝いをするこ と。</p> <p>11 関係店舗に連絡し、医薬品の手配をすること。</p> <p>12 傷病者の避難所について、関係機関と協議し対策を講ずること。</p>
学校 教育 対 策 部	第1班 被害調査班	<p>1 教育施設の被害状況を収集し部長に報告すること。</p> <p>2 各校長につきの事項について報告を求めること。</p> <p>(1) 児童、生徒の被害状況</p> <p>(2) 職員の被害状況</p> <p>(3) 教材器具等の被害状況</p> <p>3 文化財施設等の被害調査及び応急手当に関すること。</p> <p>4 文化財等の被害調査に関すること。</p>
	第2班 被害対策班	<p>1 学校施設が避難所となるため、施設の開放を校長に要請するこ と。</p> <p>2 仮設校舎等の建設計画を作成し、部長及び本部長に報告し協議す ること。</p>

		<p>3 学用品を喪失又は破損し、就学上支障ある児童、生徒に対し被害の実情に応じ、教材等の支給計画を校長と協議すること。</p> <p>4 文化財等の応急手当に関するここと。</p>
	第3班 食糧製造対策班	<p>1 機械等施設の安全を確認し確保すること。</p> <p>2 避難所物資対策班、食糧物資対策班と連絡を緊密にし、食糧等の製造を行うこと。</p> <p>3 炊き出し等を避難物資対策班に連絡し、整理簿に記入すること。</p> <p>4 日本赤十字社に応援要請すること。</p> <p>5 ボランティア隊の支援を受け、人員の割り振りをすること。</p>
避 難 所 対 策 部	第1班 避難所運営設置 班	<p>1 避難所に責任者を配備し、人員等を把握して部長に報告すること。</p> <p>2 炊き出し等食糧の手配をすること。</p> <p>3 長期化する場合を想定し、食糧、寝具等の必需品の手配をすること。</p> <p>4 市役所との連絡体制（電話不通時は、その他の手段又車等交通手段）を準備すること。</p> <p>5 冬期間においては、暖房を考慮しストーブ及び燃料の確保をすること。</p> <p>6 避難者の班編成をし、班長との連絡体制を整備すること。</p> <p>7 避難所責任者の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 炊き出しその他による食品給与用物品の収受について整理すること。 ② 災害救助法の規定に基づく給食者名簿を整理すること。 ③ 炊き出し給与簿の整理をすること。 ④ 物品等受け払いについて整理すること。 ⑤ 燃料及び消耗品の受け払いについて整理すること。 ⑥ 避難物資対策班と連絡を密にし、救援物資に遗漏のないようすること。
	第2班 食糧物資対策班	<p>1 食糧等の不足を確認すること。</p> <p>2 物資搬送車を確保すること。</p> <p>3 炊き出しと副食品等を整理し、不足している避難所に振り分けること。</p> <p>4 食料品の救援物資を振り分け整理簿に記入し、不足している避難所に振り分けること。</p> <p>5 炊き出しや食糧等の搬送。また搬送した物品等は輸送記録簿に記入し整理すること。</p> <p>6 ボランティア隊の支援を受け、人員の割り振りをすること。</p>
	第1班 被害調査・復旧対	<p>1 現場活動に、無線を使用し情報を本部に連絡すること。</p> <p>2 緊急調査、応急調査、本復旧のための調査を行い、下水道施設の</p>

上下水道対策部	策班	<p>災害被害状況を収集し、部長に報告すること。</p> <p>3 下水道管亀裂発見の場合は、緊急に部長と協議し対策を講ずること。また、付近住民にトイレの使用を厳重に禁止することを広報すること。</p> <p>4 水道施設の被害状況を収集し、部長に報告すること。</p> <p>5 飲料水断水地区を調査し、部長に報告すること。</p> <p>6 水道施設の復旧対策を部長と協議し、対策を講ずること。</p> <p>7 下水道施設の災害応急対策を関係機関及び団体と協議し対策を講ずること。</p> <p>8 他市町村の応援要請を部長と協議し対策を講ずること。</p> <p>9 緊急復旧対策、応急復旧、本復旧を部長及び本部会議と協議すること。</p> <p>10 災害現場では、消防機関との協力体制をとり復旧対策を講ずること。</p> <p>11 仮設トイレを手配し、下水道使用不能地区に配備すること。</p> <p>12 可搬式の排水ポンプ及び土工器材、作業用具を手配し、復旧対策を講ずること。</p>
	第2班 施設対策班	<p>1 緊急調査、応急調査、本復旧のための調査を行い、浄化センター施設の災害被害状況を収集し、部長に報告すること。</p> <p>2 浄化センターに職員を配備し、部長と復旧対策の協議をすること。</p> <p>3 浄化センター施設に被害が発生した場合は、緊急に部長と協議し対策を講ずること。</p> <p>4 下水道施設の災害応急対策を関係機関及び団体と協議し対策を講ずること。</p> <p>5 他市町村の応援要請を部長と協議し対策を講ずること。</p> <p>6 緊急復旧対策、応急復旧、本復旧を部長及び本部会議と協議すること。</p>
	第3班 給水対策班	1 飲料水の輸送供給及び給水応援受け入れ処理に関すること。
	第1班 被害調査班	<p>1 農林漁業施設及び農林水産物等の被害状況を収集し、部長に報告すること。</p> <p>2 交通途絶箇所及び迂回路の調査を実施し、本部に逐次報告すること。</p> <p>3 農林漁業等の被害状況を関係機関及び団体に報告し、協議すること。</p>
	第2班 被害対策班	<p>1 緊急復旧対策を部長及び本部会議と協議すること。</p> <p>2 農林漁業施設の災害復旧を関係機関及び団体と協議し対策を講ずること。</p>

部		<p>3 災害現場では、消防機関との協力体制をとり復旧対策を講ずること。</p> <p>4 他市町村の応援要請を部長と協議し対策を講ずること。</p>
地 域 整 備	第1班 被害調査班	<p>1 建築物・道路及び橋梁等土木施設の災害被害状況を収集し、部長に報告すること。</p> <p>2 河川等、水防関係の被害状況を収集し部長に報告すること。</p> <p>3 交通途絶箇所及びう回路の調査を実施し、本部に逐次報告すること。</p>
	第2班 被害対策班	<p>1 道路及び橋梁等、土木施設の災害被害状況に応じ復旧対策を部長と協議し対策を講ずること。</p> <p>2 建築物の倒壊等で、通行ができない箇所の排除計画を部長と協議し対策を講ずること。</p> <p>3 排除作業で出た排材等を処理する場所を確保すること。</p> <p>4 応急復旧作業にあたっては、胎内市建設業者の協力を得て行うこと。</p> <p>5 被害の状況により応急修理が出来ない場合は、警察署等関係機関と連携をとり、通行止め若しくは標識等必要な措置を講ずるものとすること。</p> <p>6 上下水道、電気、ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に連絡し、復旧対策を要請する。</p> <p>7 緊急復旧対策を部長及び本部会議と協議すること。</p> <p>8 災害現場では、消防機関との協力体制をとり復旧対策を講ずること。</p> <p>9 被災建物の危険度判定に関すること。</p>
対 策 部	第3班 仮設住宅対策班	<p>1 震災のため住家が滅失又は破損し、住家を得られない市民を収容するため、応急仮設住宅の建設計画を作成し、部長及び本部長と協議すること。</p> <p>(1) 設置主体 応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力すること。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で本部長（市長）が特に必要と認めた場合は、市において設置すること。</p> <p>(2) 設営地の選定 応急仮設住宅の建設予定地は、被害の状況によって被害地に近い市が所有する空地及び既設公園等適当な場所を選定し、県へ報告すること。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 ① 災害救助法適用後は、本部長が必要であると認めた場合、</p>

地域整備対策部		<p>直ちに県本部長（県知事）に設置・建設を要請すること。</p> <p>② 災害救助法適用前等市が実施する場合は、地域整備課において次により必要戸数を建設すること。</p> <p>(ア) 設置開始時点及び戸数は、被害の状況に応じてその都度定める。</p> <p>(イ) 建物の型式は、被害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。</p> <p>(ウ) 設置する場合の基準は、県の設置基準に準じる。</p> <p>(エ) 応急対策業務は胎内市建設業者の協力を得て建設する。</p> <p>(4) 入居者の選考</p> <p>被害の状況に応じて選考基準を定め、被災者の被害程度、住宅困窮の状況、資力その他を勘案のうえ選考すること。</p> <p>(5) 住宅の管理</p> <p>① 県が管理するものについては、市はこれに協力するものとする。</p> <p>② 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件その他必要な事項を定め、地域整備課が管理すること。</p>
商工観光対策部	第1班 被害調査班	<p>1 商店、工場等の災害被害状況を収集し、部長に報告すること。</p> <p>2 ケガ人等、人的被害状況を収集し部長に報告すること。</p> <p>3 交通途絶箇所及び迂回路の調査を実施し、本部に逐次報告すること。</p> <p>4 商業施設及び工場施設等の対策を講ずること。</p> <p>5 観光施設の被害調査。</p>
支所対策部	第2班 被害対策班	<p>1 商店、工場等の緊急復旧対策を部長と協議すること。</p> <p>2 ケガ人等の応急対策を部長と協議すること。</p> <p>3 緊急復旧対策を部長及び本部会議と協議すること。</p> <p>4 災害現場では、消防機関との協力体制をとり復旧対策を講ずること。</p> <p>5 商業施設及び工場施設等の災害応急対策を関係機関及び団体と協議し対策を講ずること。</p> <p>6 他市町村の応援要請を部長と協議し対策を講ずること。</p> <p>7 観光施設の応急対策。</p>
支所対策部	第1班 支所対策班	<p>1 情報収集、伝達、連絡調整に関すること。</p> <p>2 支所内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること。</p> <p>3 災害の記録等に関すること。</p> <p>4 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>

別表4

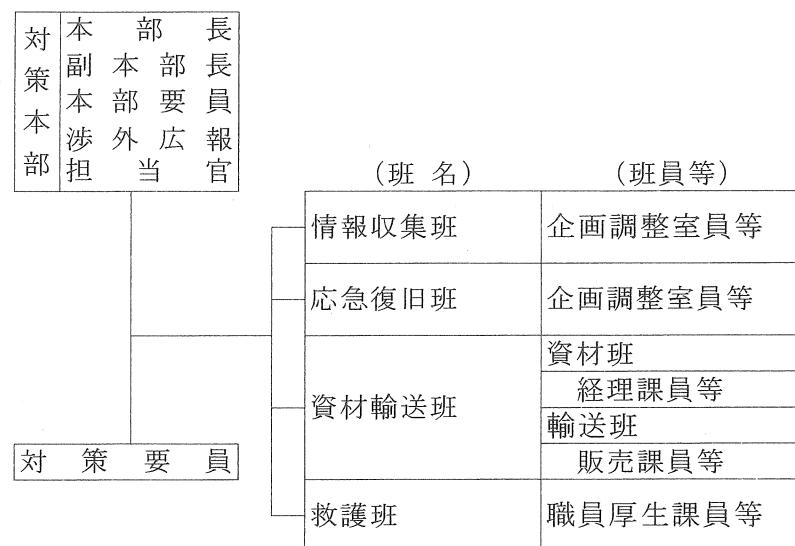
主な防災関係機関における災害対策本部の組織等

1 関東森林管理局

(1) 設置基準

関東森林管理局防災業務計画に基づき、管内に災害が発生又は予測され、防災業務の推進上必要があるときに設置する。

(2) 組織の概要



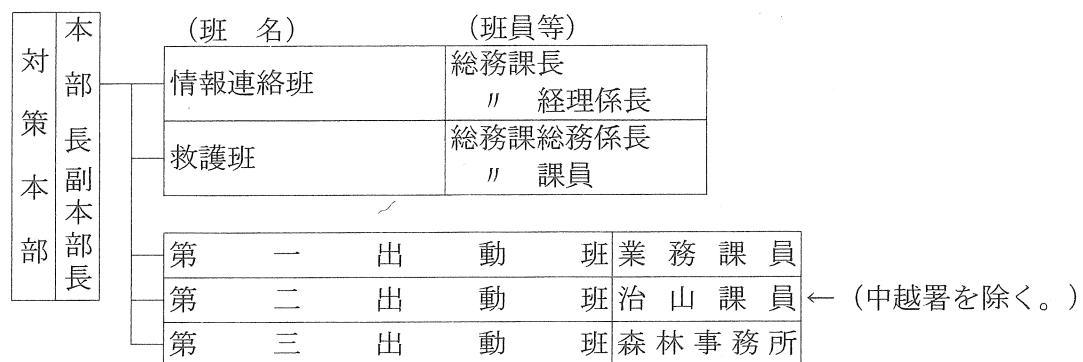
2 新潟県下の森林管理署

(1) 設置基準

関東森林管理局防災業務計画に基づき、管内に災害が発生又は予測され、防災業務の遂行上必要があるときに設置する。

なお、下越森林管理署は、災害情報等の窓口となり森林管理局、県下森林管理署との連絡調整を行う。

(2) 組織の概要



3 第九管区海上保安本部

(1) 設置基準

- 管内において次の各号に定める場合
- ① 大規模地震対策法特別措置法第2条13号に定める警戒宣言が発せられたとき。
 - ② 地震災害の発生により災害対策基本法第105条第1項に定める災害緊急事態の布告が発せられたとき。
 - ③ 地震災害の発生により災害対策基本法第24条第1項に定める非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に定める緊急災害対策本部が設置されたとき。
 - ④ 震度6弱以上の大規模な地震が発生したとき。
 - ⑤ 大津波警報が発令されたとき。
 - ⑥ 地震災害の発生が予想される場合又は発生した場合であって必要があると認めるととき。

(2) 組織の概要

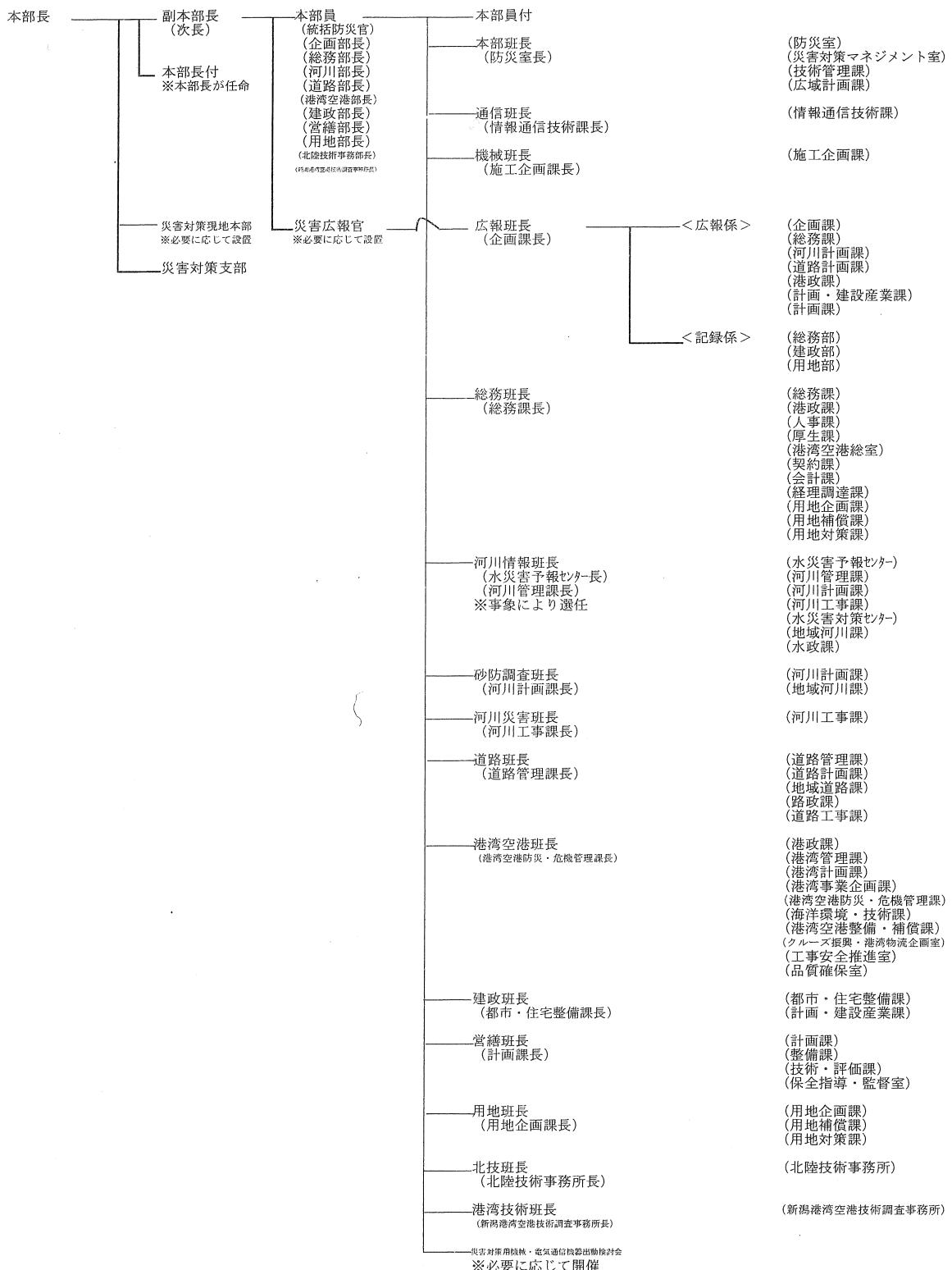


4 北陸地方整備局

(1) 設置基準（次表により、災害種別ごとの災害対策本部設置基準に基づき設置する。）

災害	注意体制	警戒体制	非常体制
地震災害	<ul style="list-style-type: none">○直轄管内の地域（基準地震観測点等指定する範囲）で震度4の地震が発生した場合○砂防管内で大規模河道閉塞の発生に関する情報を得た場合又は大規模河道閉塞の発生が予想される場合○直轄管内の地域を除く管内の範囲で震度5強以上の地震が発生した場合○その他局長が必要と判断した場合	<ul style="list-style-type: none">○直轄管内の地域（基準地震観測点等指定する範囲）で震度5弱又は5強の地震が発生した場合○砂防管内で大規模河道閉塞の発生に伴う緊急調査を実施する場合○その他局長が必要と判断した場合	<ul style="list-style-type: none">○直轄管内の地域（基準地震観測点等指定する範囲）で震度6弱以上の地震が発生した場合○砂防管内で大規模河道閉塞の発生に伴う緊急調査の結果、重大な土砂災害が発生する恐れがある場合○地震により管内で重大な被害が発生した場合○その他局長が必要と判断した場合

(2) 組織の概要



5 新潟地方気象台

(1) 設置基準

気象台が管轄する区域内で災害が発生又はその恐れがある場合において、新潟地方気象台長が必要と認めたとき、災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。ただし、次に掲げる状況にいたった場合、速やかに本部を設置する。

災害警戒本部	災害対策本部
警戒宣言が発令されたとき。 新潟県内で「震度5」の地震が発生したとき。	新潟県内で「震度6弱」以上の地震が発生したとき。
新潟県上・中・下越、佐渡に対して津波警報の〔ツナミ〕が発表されたとき。	新潟県上・中・下越、佐渡に対して津波警報の〔オオツナミ〕が発表されたとき。

(2) 組織の概要

新潟地方気象台長を本部長として構成し、災害応急対策のための総合調整及び措置に関すること及びその他重要事項の決定に関するを行う。



6 東日本旅客鉄道株式会社

(1) 輸送対策本部

ア 設置基準

災害対策本部の設置に至らない場合に設置する。

イ 組織の概要

輸送対策本部長は運輸部長とし、副本部長は営業部長があたるものとする。

輸送対策本部長は本部員を指名し、班を編成する。

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

輸送に大きな影響を及ぼす災害が発生若しくはその恐れがある場合に設置する。

(ア) 事故災害等により多くのお客様が死傷した場合

(イ) 事故、災害（風水害、雪害、震災等）により鉄道事故（車両、施設、設備）が毀損・流出するなど重大な被害が発生又は予想される場合

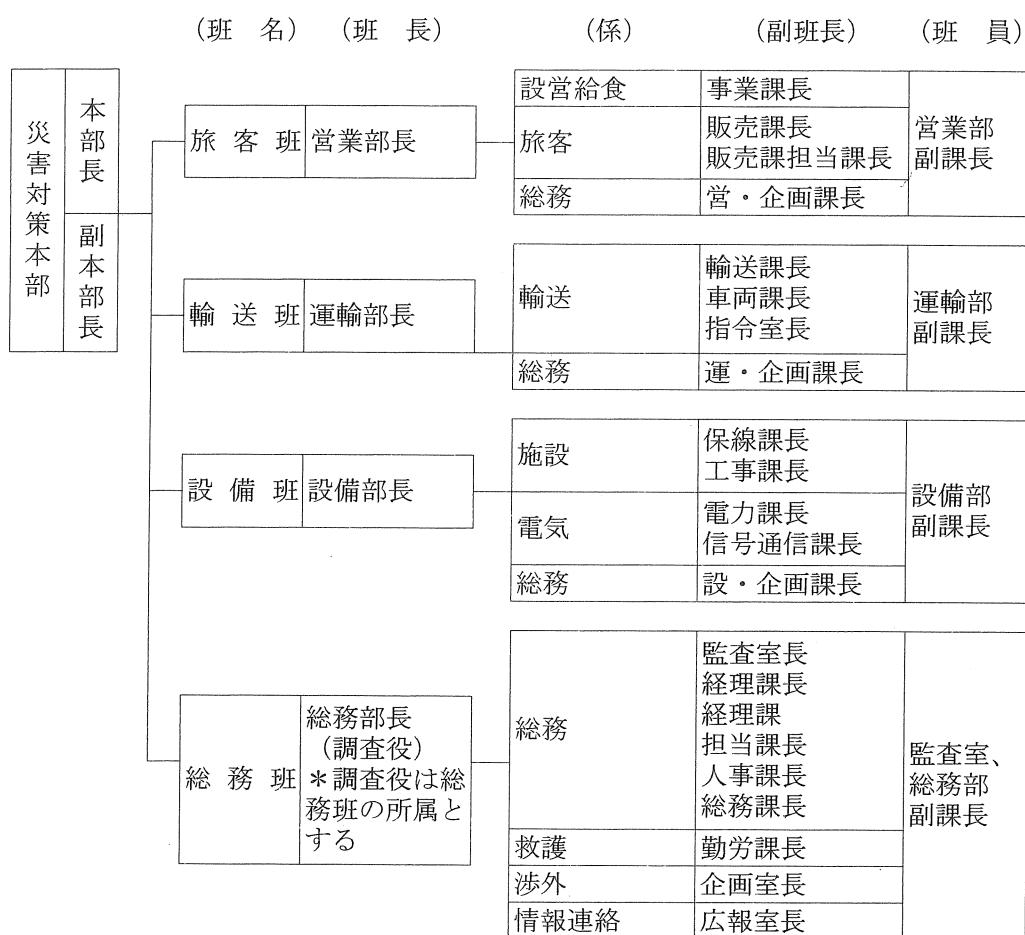
(ウ) 輸送障害が拡大し、長期にわたると予想される場合

(エ) 事故、災害等により、県、自衛隊、部外からの支援を受ける場合

イ 組織の概要

本部長は支社長とし、副本部長は総務部長があたるものとする。

本部長は支社内から本部員を指名し、班を編成する。班編成及び分掌事項は下記による。



7 日本赤十字社新潟県支部

(1) 設置基準

大規模な災害が発生した場合に災害対策本部を設置する。

(2) 組織の概要

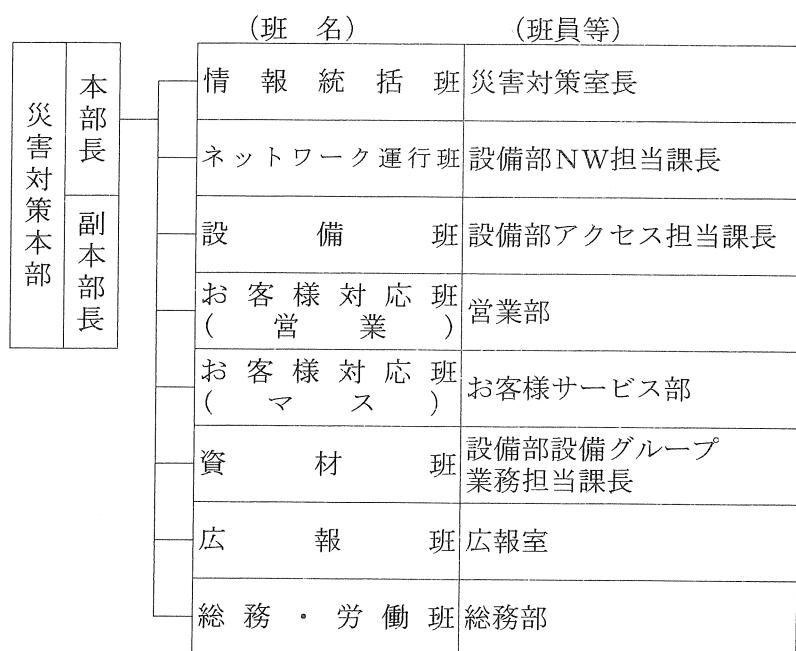
災害対策本部	本部長	本部事務局	支部事務局次長 事業推進課長 事業係長 普及係長 事業推進課員 防災ボランティアリーダー
	副本部長		
		(班名)	(班員等)
		庶務班	総務課長 総務係長 会計係長 総務係、会計係員
		記録・広報班	組織振興課長 振興係長 振興係員、 血液センター職員
		医療救護班	長岡赤十字病院 医療社会事業課長 病院職員
		血液供給班	血液センター供給課長 血液センター職員
		ボランティア班	防災ボランティアリーダー 総務係長 血液センター職員、防災ボランティアサブリーダー
		救援物資班	事業推進課長 普及係長 血液センター職員
		義援金班	総務課長 組織振興課長 会計係長、振興係長、 会計係、振興係、 血液センター職員

8 東日本電信電話株式会社新潟支店

(1) 設置基準

態勢の区分	非常事態の情勢
警戒態勢 (情報連絡室)	災害の発生が予想される場合
第1次非常態勢 (災害対策本部)	激甚災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合
第2次非常態勢 (災害対策本部)	大規模な災害が発生し、全国的な支援が必要な場合
第3次非常態勢 (災害対策本部又は 情報連絡室等)	中規模な災害が発生し、東日本会社で対処可能な場合

(2) 組織の概要

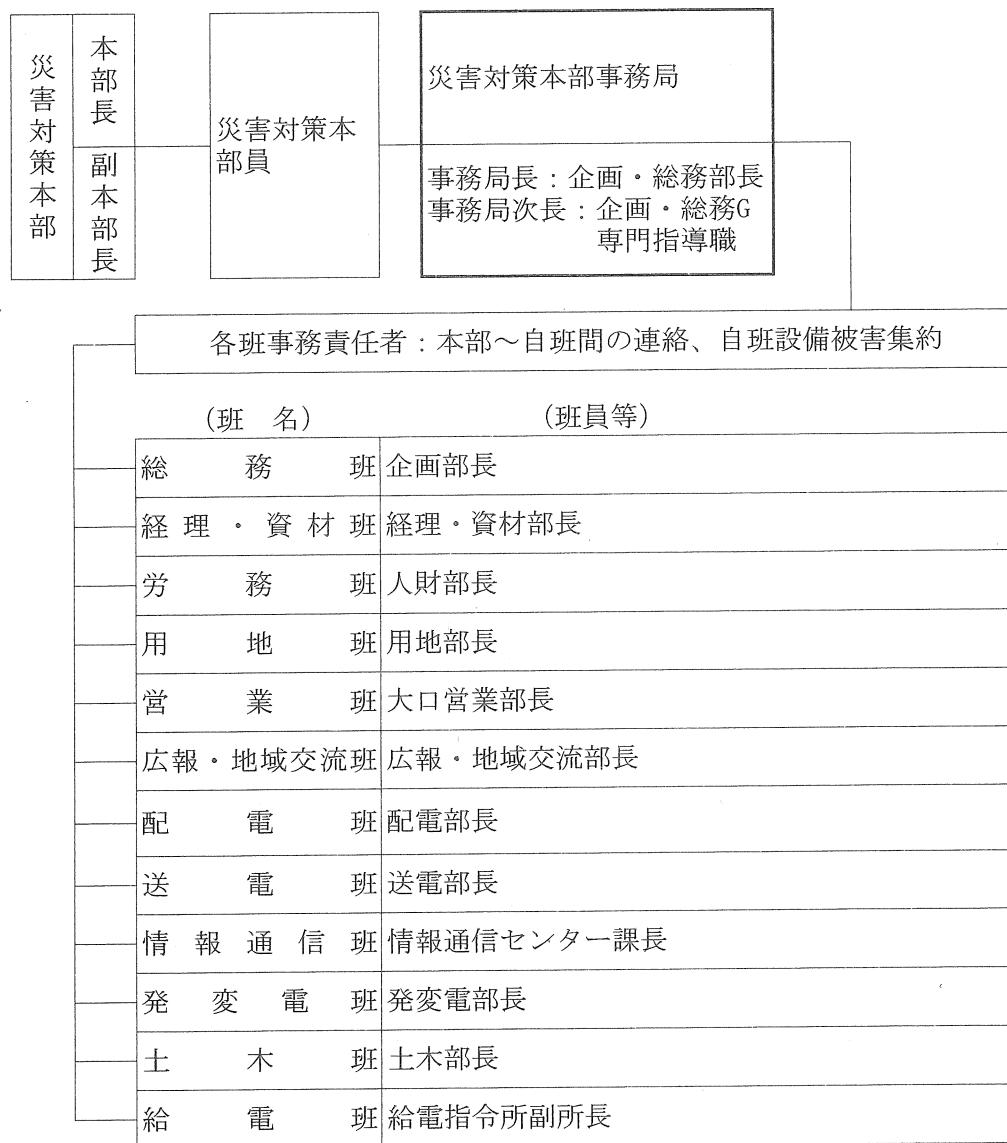


9 東北電力株式会社新潟支店

(1) 設置基準

体制の区分	非常事態の情勢
警戒体制	一般災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制 (非常災害連絡室)	一般災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は、災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制 (非常災害対策本部)	大規模な一般災害が発生し、第1非常体制での復旧活動が困難な場合

(2) 組織の概要



第2節 地震配備計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 胎内市の責務

地震及び津波等による被害を最小限に食い止めるため、緊急に参集できる体制を確保する。

配備体制については、下記の配備基本方針基準をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

【地震配備基本方針】

配備体制区分	配備体制の内容
警戒体制 (震度3)	総務課、地域整備課を中心に関係機関等に情報収集を開始 (必要により第一次配備に移項)
第1次配備体制 (震度4)	係長以上の参集し市管理施設、その他の公共施設、災害危険箇所等の緊急点検を実施し、被害の有無を確認し、市幹部に報告及び市民に公表する体制(必要により第二次配備に移項)
第2次配備体制 (震度5弱以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの被害が発生していることを前提に、市民生活や影響を及ぼすおそれのある施設や、産業等への影響について関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて応急対策の実施又は関係機関の実施する応急対策への支援を行う体制 ・市管理施設、その他の公共施設、災害危険箇所等の緊急点検及び応急対応を行う体制 ・明らかに大きな被害が発生していることを前提に、全府的な対応を実施する体制

【津波配備基本方針】

配備体制区分	配備体制の内容（共通）
警戒本部 (津波注意報) (津波警報(ツナミ))	海岸部の道路、港及び河川水門等の施設を管理する所属にあっては、直ちに当該施設及び施設利用者に対し災害予防措置を講じる体制。総務課、地域整備課、農林水産課(必要に応じて応援要請)(必要により第二次配備に移項)
第2次配備体制 (津波警報(オツナミ))	全職員で対応

イ 達成目標

総務課において、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各課局（支所）長及び地域機関等に職員配備の連絡を行い、指定職員の配備を実施する。

(2) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困

難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は、防災行政無線や電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 業務の内容

(1) 勤務時間における対応

ア 市内において震度3を観測した場合

総務課内において震度3を観測したら、各課局（支所）長に被害状況等の照会及び取りまとめを行う。

イ 新潟県内において震度4以上を観測した場合または、県内沿岸において津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合

総務課からの庁内連絡（本庁）や一斉FAX等により、関係所属は直ちに職員を警戒配備につかせ、被害状況の収集、市民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要に応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

(2) 勤務時間外における対応

警戒対応について、地震等発生時に迅速な初動対応を行う。

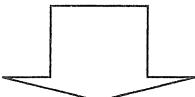
ア 市内において震度3を観測した場合

市内において震度3の地震を観測した場合は、被害状況の確認を行う。

イ 新潟県内において震度5弱以上を観測した場合または県内沿岸において津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合

警察署、消防機関等の車両を利用し警戒広報を行い、被害状況等の収集に努めるとともに、上記基準により職員の配備を連絡する。

配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び、各課局（支所）で定められた指定職員連絡網をもとに、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。

被害の大きさ	配備体制	参 集 範 囲
小さい 	警戒体制	総務課を中心に情報収集
	第一次配備	総務課・地域整備課・農林水産課・ を中心に(必要に応じ応援要請を行なう。)
	第二次配備	係長以上で対応(必要に応じ応援 要請を行なう。)
	第三次配備	全職員

第3節 防災関係機関の相互協力体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市の責務

- a 被災した胎内市にあっては、被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- b 胎内市が被災地以外であっても、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

(イ) 新潟県の責務

- a 新潟県は、被災した胎内市と連絡を密にし、必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。

また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

- b 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

- c 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたるとともに、平常時から連絡体制等の構築に努める。

(ウ) その他の防災関係機関の責務

- a その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

- b 国は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 活動の調整

新潟県災害対策本部、胎内市災害対策本部等

ウ 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

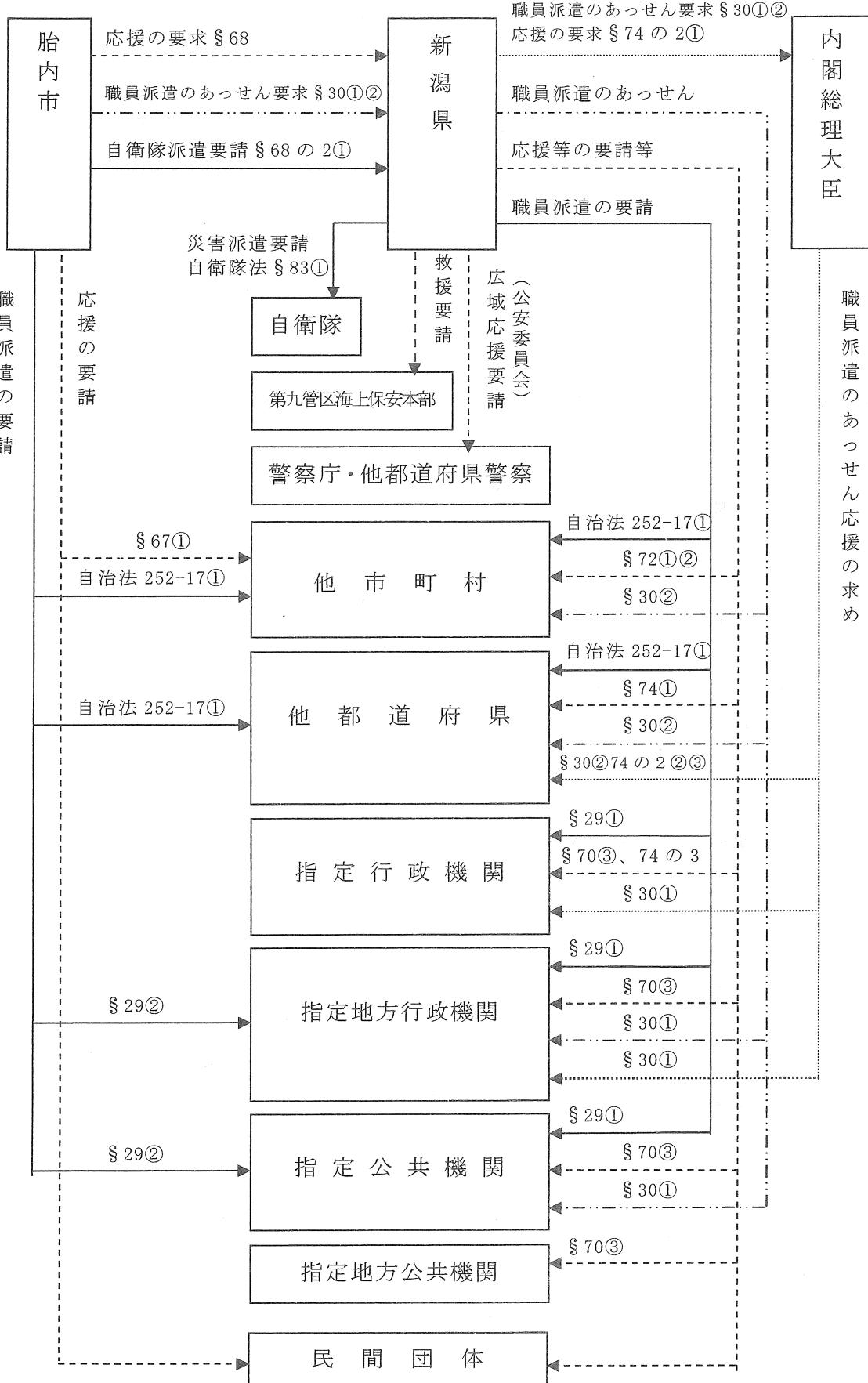
- (ア) 災害時相互応援に関する協定の締結
- (イ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- (ウ) 応援受入体制の確立
- (エ) 応援体制の確立

(2) 積雪期の対応

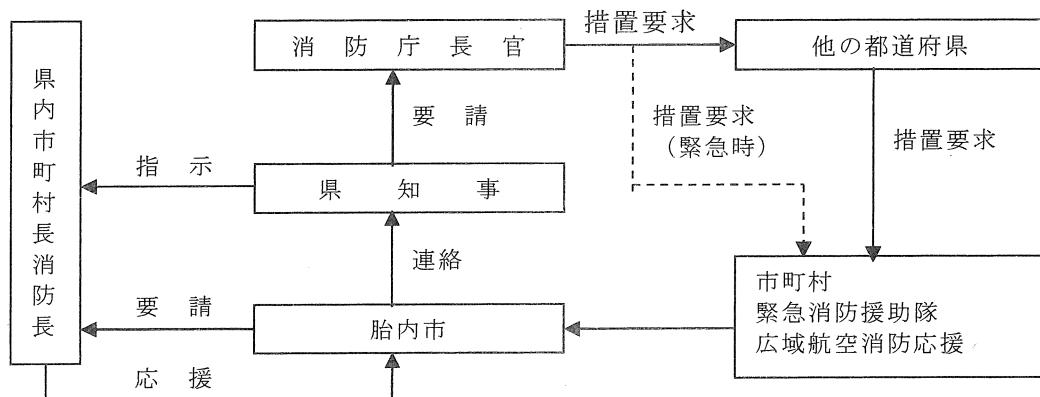
積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入れ体制を確立する。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対策
胎内市長	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村への応援要請 災害応急対策実施のために、必要があときは、他の市町村長に対し応援を求める。 ○新潟県への応援又は災害応急対策実施の要請 災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は新潟県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 ○民間団体への応援要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第11節) ○消防の広域応援 (第3章第16節)
新潟県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○他の市町村への応援の指示 胎内市が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、必要な指示又は調整を行う。 ○他の都道府県への応援の要請 新潟県のみでは十分な応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、当該協定締結先の県知事に対し応援を求める。

実施主体	対 策
新潟県知事	<p>○全国知事会を通じた応援の要請 上記協定締結県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないときは、全国知事会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。</p> <p>○指定行政機関等への応急措置の実施 県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>○指定行政機関等への応援の要求等 災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>○第九管区海上保安本部への支援要請 人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し支援を要請する。</p> <p>○民間団体への応援要請 県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。</p> <p>○自衛隊に対する災害派遣要請 (第3章第11節)</p> <p>○警察本部の応援要請(公安委員会) (第3章第13節)</p> <p>○消防の広域応援 (第3章第16節)</p>
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	<p>○応急措置の実施要請・指示 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、知事、胎内市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。</p>
指定公共機関及び指定地方公共機関	<p>○指定行政機関の長等への応援要請 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは胎内市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。</p>

* 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、とりあえず電話等で要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策
胎内市	<p>○職員の派遣要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、都道府県知事若しくは胎内市長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>○職員派遣のあっせんの要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは胎内市の職員派遣についてあっせんを要請する。</p>
新潟県	<p>○職員の派遣要請</p> <p>県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは胎内市長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>○職員派遣のあっせんの要請</p> <p>県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは胎内市の職員の派遣についてあっせんを要請する。</p>

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策
新潟県知事及び 胎内市	<p>○情報の収集・伝達・交換</p> <p>応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。</p> <p>○受入体制の確立</p>

	国、関係都道府県、胎内市等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する
--	---

(4) 他都道府県への応援及び職員の派遣

実施主体	内 容
新潟県	<p>○支援体制の確立</p> <p>他の都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。</p> <p>○情報収集</p> <p>応援を迅速かつ的確に行うため、被害地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。</p> <p>○応援の実施</p> <p>収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、被災都道府県への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。</p>

第4節 災害時の通信確保

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市の責務

- a 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- b 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

(イ) 新潟県の責務

- a 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- b 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、胎内市で利用する通信手段の確保を支援する。
- c 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

(ウ) 防災関係機関、通信事業者等の責務

県、胎内市から要請があった場合は通信の確保に協力する。

イ 活動の調整

県災害対策本部（統括調整部）、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部と被災地（胎内市）間及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

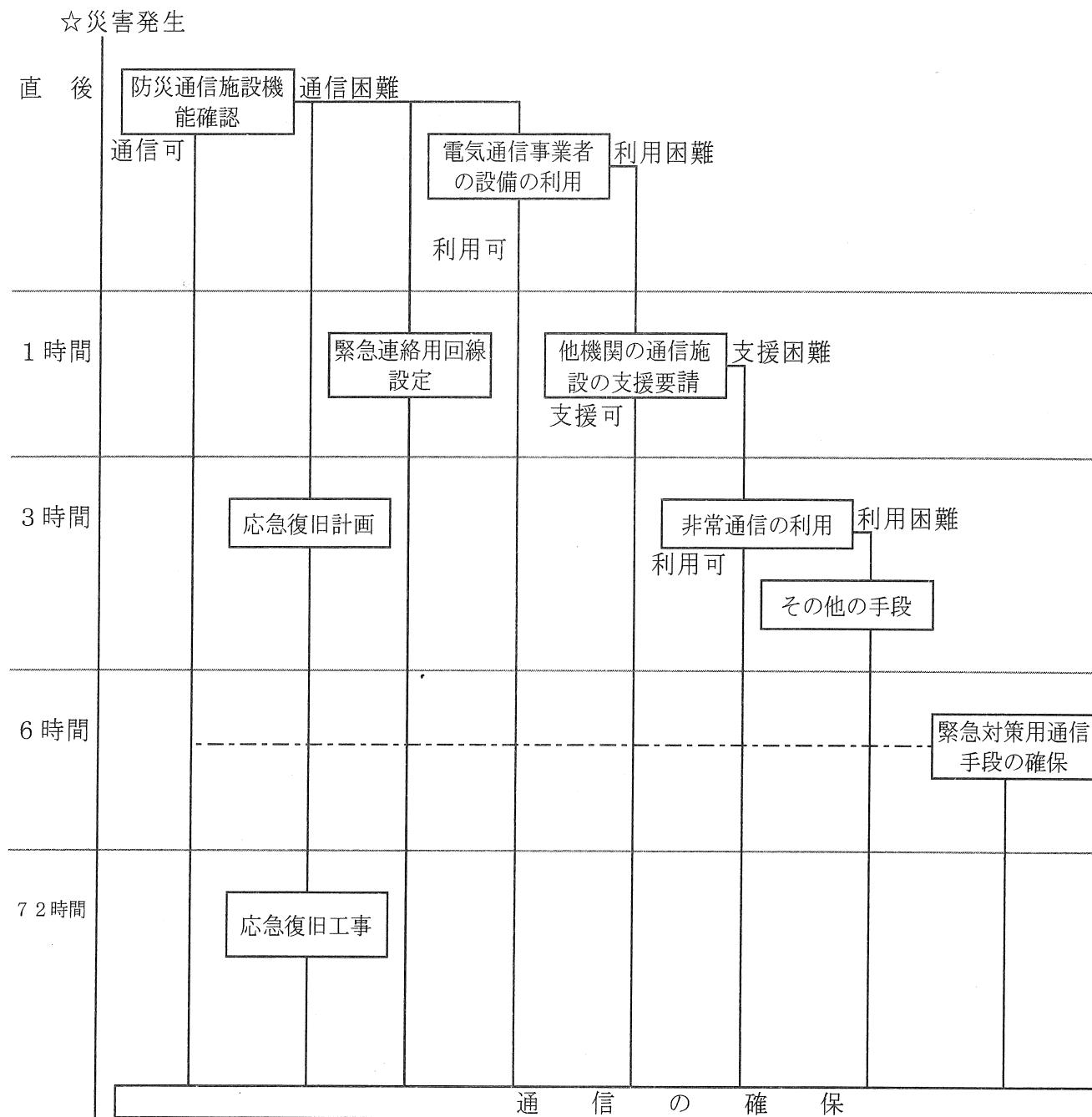
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
胎内市	新潟県	通信施設の状況、非常時に利用する通信手段の通知、通信手段確保の要請
胎内市	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
新潟県	通信施設の状況、復旧の見込み、非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報	
防災関係機関等	胎内市	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔監視装置及び実通話試験により、新潟県防災行政無線の機能を確認する。 ・財団法人自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。 ・消防防災無線の機能を確認する。 ・水防・道路無線の機能を確認する。 ・新潟県震度情報ネットワークシステムの機能を確認する。 ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 ・中央防災無線の機能を確認する。 ・所管する防災相互信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・通信の確保のため必要ある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。
県防災行政無線設備設置機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各無線局所の通信管理者は、実通話試験等により新潟県防災行政無線設備の状況を確認し、統制管理者に報告する。 ・庁舎が停電している場合は無線設備用の非常用発電機が動作していることを確認する。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する防災行政無線設備（同報系、移動系、地域防災無線）の状況を確認する。 ・所管する防災相互信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。
防災相互信用無線設置機関	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信設備の状況を確認する。 ・所管する防災相互信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。
(財)自治体衛星通信機構	<ul style="list-style-type: none"> ・県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・携帯電話、メール（インターネット、LGWAN等）を利用して通信を確保する。 ・NTT東日本が設置した孤立防止対策用衛星電話を利用し、設置箇所との通信を確保する。

胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることの無いように、電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、LGWAN等）を利用して通信を確保する。 ・NTT東日本の孤立防止対策用衛星電話が設置されている箇所については、これを利用して通信を確保する。
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・県、胎内市からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局に配備した衛星携帯電話を胎内市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を胎内市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、胎内市災害対策本部との通信を確保する。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。
電気通信事業者 通信機器販売者等	<ul style="list-style-type: none"> ・県、胎内市からの要請に基づき通信機器を貸与す。
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によりこれを免許又は許可する。

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・胎内市からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

電気通信事業者 防災関係機関等	・県、胎内市からの要請に基づき通信の仲介または通信支援を行う。
自衛隊	・県からの要請に基づき通信支援を行う。

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策
新潟県	・新潟県防災行政無線設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。
胎内市	・所管する防災行政無線設備（同報系、移動系、地域防災無線）の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。
防災関係機関	・各々が所管する通信設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策
新潟県	・非常通信協議会の要請会議を通じて他の構成員に対し非常通信の取扱を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。
胎内市	・非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。
非常通信協議会構成員	・県、胎内市の要請に基づき通信の仲介をする。

(7) その他の手段

実施主体	対 策
新潟県	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・何れの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。
胎内市	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・何れの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。
(社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部	・県、胎内市からの要請に基づき通信の仲介をする。

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策
新潟県	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

胎内市	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。
防災関係機関	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。 ・利用可能な通信手段の情報を市町村に提供する。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。
総務省（信越総合通信局）	<ul style="list-style-type: none"> ・県、胎内市からの要請に基づき通信機器を貸与する。
通信事業者、防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県、胎内市からの要請に基づき利用可能な通信機器を貸与する。

第5節 津波避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 関係機関は、地震発生から極めて短時間に津波が来襲する恐れもあることから、「2 津波警報等の伝達」に基づき津波警報等を住民、学校、旅行客、漁業・港施設関係者、レジャー客及び船舶等に迅速に伝達するものとする。

イ 胎内市は、予め定める基準により的確に避難指示等を行い、安全かつ効率的に住民等の避難誘導を行うものとする。

ウ 鉄道事業者、旅客航路事業者その他海岸付近に存在する施設の管理者は、津波発生のおそれがある場合において、施設の利用制限等の措置をとるものとする。

エ 市民は、海岸付近で強い地震（震度4以上）を感じたとき若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、胎内市が指定する避難場所等安全な場所へ避難するとともに、ラジオ・テレビ等により情報を入手するよう努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

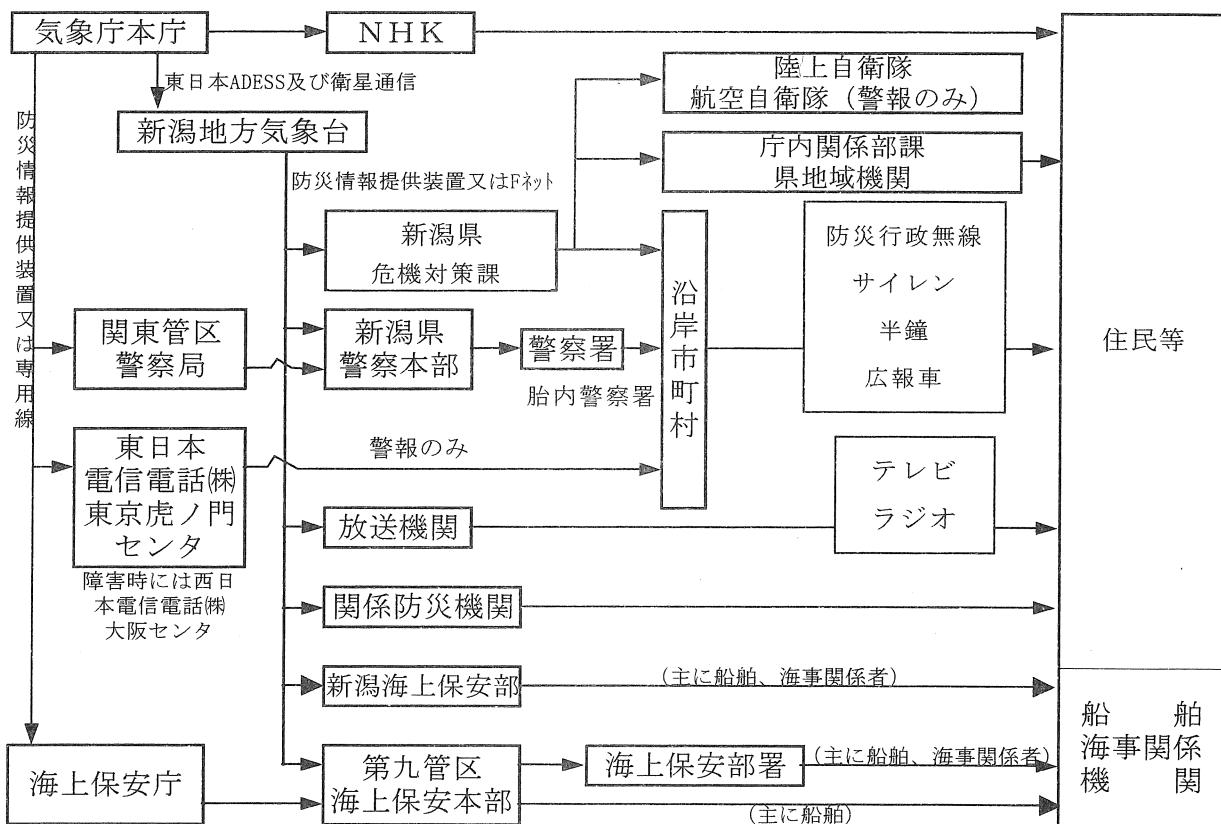
胎内市は、消防団・自主防災組織等の協力を得ながら高齢者・障がい者等に対する支援要員を確保し、的確な情報伝達・避難誘導を行う。

(3) 積雪期の対応

胎内市は、避難路の積雪又は凍結等による避難の困難さを勘案した適切な避難誘導を行う。

2 津波予報等の伝達

(1) 津波警報伝達系統



注) 関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める。

(2) 津波警報等の種類及び内容

①種類

- 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- 津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

②発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m

	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m
津波注意報	津波注意	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注3 津波は陸上では、予想された「津波の高さ」の2～4倍程度の高さまで駆け登る場合がある。

b 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他情報に含めて発表）	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 新潟県の津波予報区

津波予報区	区 域
新潟県上・中・下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

(4) 地震及び津波に関する情報等の伝達

新潟地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報の伝達については、「(1) 津波警報伝達系統」に準じて行うものとする。

ア 津波予報の伝達

総務対策部は、津波に関する情報を得たときは、次の津波警報等の標識による警音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び市内の官公署へ速やかに周知し、必要に応じ避難指示等を行うものとする。

なお、聴覚障がい者に対しては、消防団や近隣住民の協力を得て確実に伝達するものとする。

津波警報等の標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(5) 推計震度分布図及び地震解説資料

ア 推計震度分布図（防災情報提供システム、気象庁ホームページに掲載）

推計震度分布図は、震度計で観測された震度をもとに、地表付近の地盤の増幅度（地表付近における揺れの増幅を示す指標）を使用して1km四方の格子間隔で震度を推計し、震度計のない場所も含めて震度を面的に表現したもので、原則として全国で震度5弱以上を観測した地震について、30分後を目処に広域図と拡大図に解説を付けて提供し、必要に応じ詳細図も付加する。

注：図を活用する場合、大きな震度の面的な拡がり具合やその形状に着目することが重要。推計された震度の値は、場合によっては1階級程度異なることがある。

イ 地震解説資料（防災情報提供システム、気象庁ホームページに掲載）

新潟県内で震度4以上を観測した場合や新潟県上中下越、佐渡に津波警報・注意

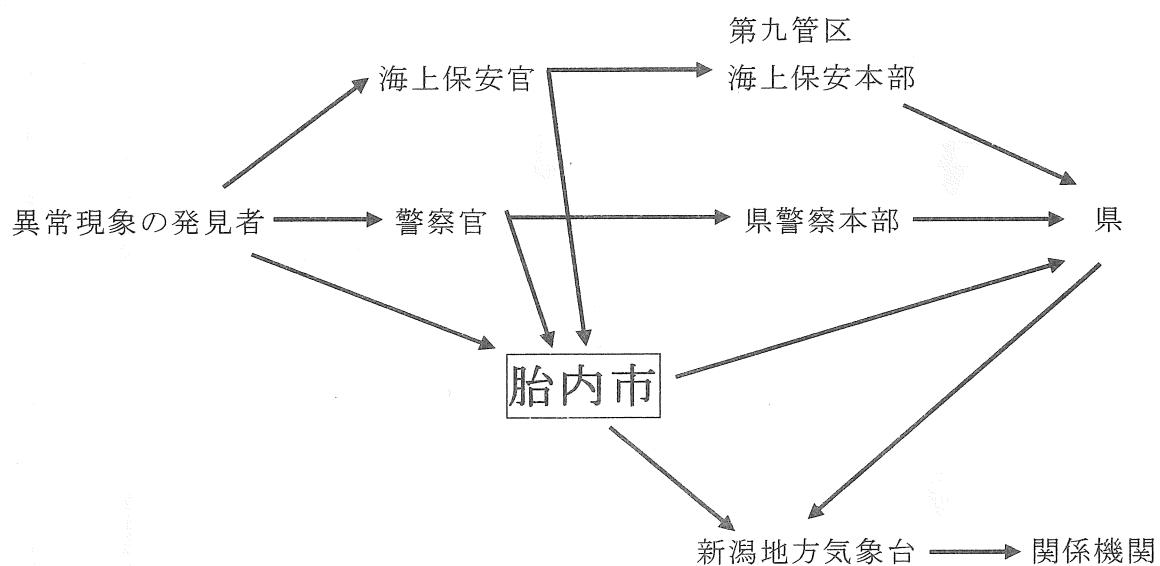
報が発表された場合、数時間後に新潟地方気象台が作成し提供。震央分布図、地震活動経過図などの情報を掲載する。

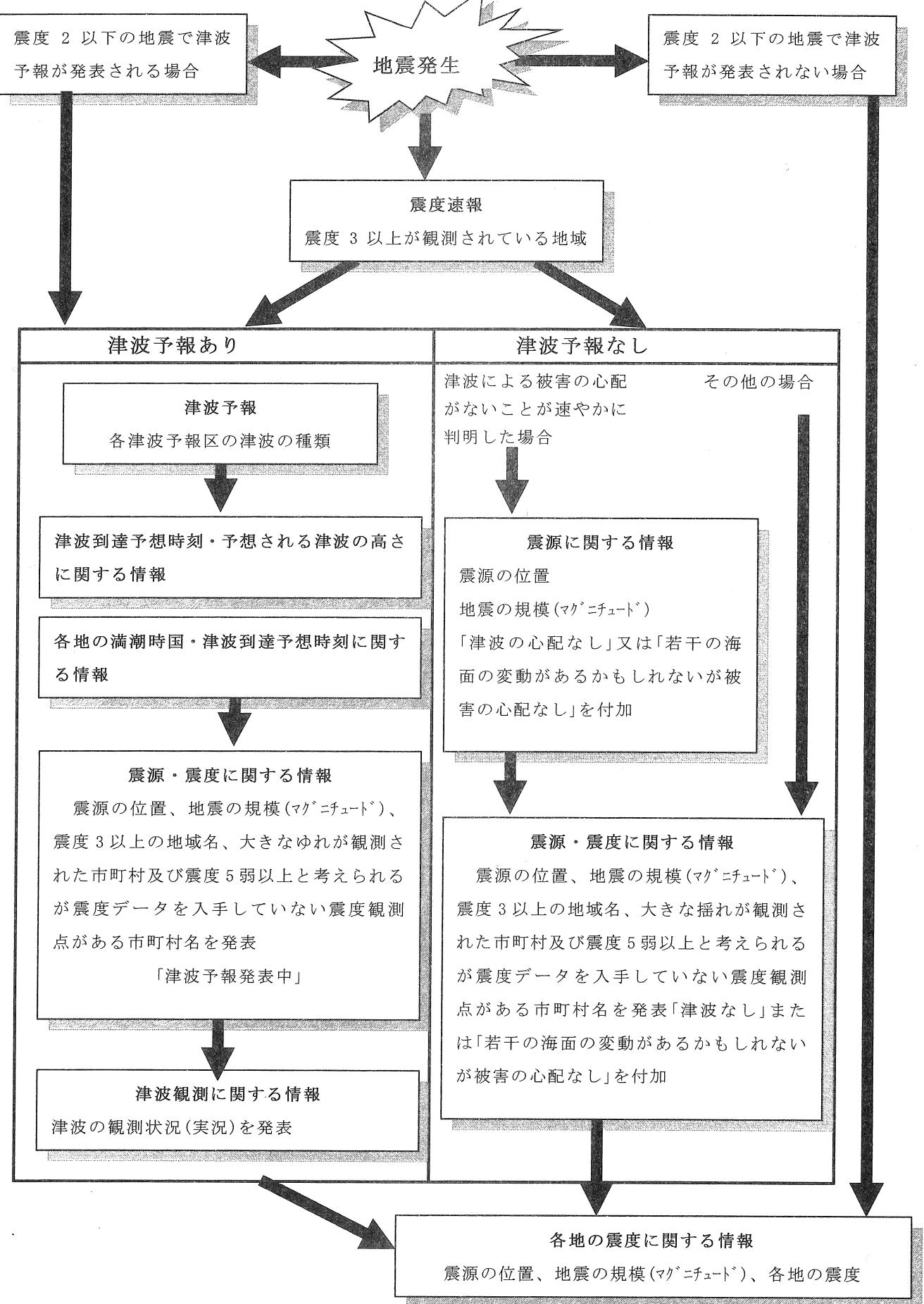
(6) 異常現象を発見した場合の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、胎内市長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、胎内市長がこれを受けた場合は知事（危機対策課）及び新潟地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は胎内市長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに新潟地方気象台に通報する。

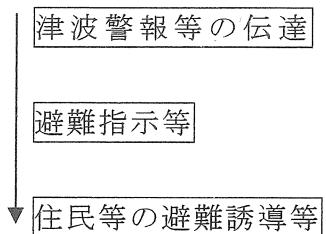
異常現象発見時の速報系統図





3 業務の体系

☆津波発生のおそれ



4 業務の内容

(1) 津波警報等の伝達

関係機関は、「2 津波警報等の伝達」に基づき、所定の機関及び住民等へ津波警報等を伝達する。

(2) 避難指示等

(ア) 「第8節 住民等避難計画」に準じて、原則市長が、予め定める基準に基づき避難勧告・指示を行うものとし、住民等への伝達に当たっては、必要に応じ放送機関に放送要請するものとする（原則として県を通じて行う。）。

(イ) 沿岸の住民に対して、津波警報等の夜間・休日の受・伝達体制を確立しておき、沿岸住民に周知する。又防災行政無線の整備を促進するとともに、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

(ウ) 高齢者等避難、避難指示等の基準

被害の状況	基 準
高齢者等避難	津波等おこるおそれが予想されるとき。
避難指示	警報等が発せられ増水越波により、浸水流失の危険が予想されるとき
緊急安全確保	災害の危険が切迫し、確実視されるに至ったとき、又は突然、災害発生の諸現象が現れたとき。

● 避難の際の心得(参考)

- 1 火の始末や戸締りを確実に行う。電源はスイッチを切り、ガスは元栓を締める。
- 2 防災関係者の指示に従って、家族そろって地域ぐるみで避難する。
- 3 避難の際は、がけ下、崩れそうな塀ぎわ、川べりなどはできるだけ避ける。やむを得ずその場所を通らなければならないときは、十分注意して通行する。
- 4 高齢者、幼児、病人などがいる家庭では、隣近所の協力を得て早めに避難する。
- 5 服装は行動しやすいものとし、身を守るために、ヘルメットや帽子などをかぶるり、長袖のシャツやズボンを着用する。
- 6 携帯品は必要品のみとし、両手が使えるよう背負うようにする。
- 7 切れたたれさがった電線等には、絶対に触れない。

(3) 住民等の避難誘導等

実施主体	対 策
胎内市	適切な避難場所・避難路を指示するとともに、関係機関の協力を得ながら要所に誘導員を配置するなどして住民等を迅速かつ安全に避難させる。
新潟県	必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、避難への協力を依頼する。
鉄道事業者	状況に応じ、列車の運転見合わせや安全地帯への移動を行う。
海岸付近に存する施設管理者	状況に応じ、施設利用者を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用を禁止又は制限する。

第6節 被災状況等収集伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

胎内市及び関係機関は、震度3以上の地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。胎内市は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、地理空間情報（G I S・G P S）など各種広報手段を使って知らせ「情報の共有化」を図る。

また、胎内市、県、その他の防災関係機関は、相互に職位レベルに応じた情報の疎通の体制を整備する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民、企業等の役割

地震発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(イ) 胎内市・消防機関の役割

地震発生直後の概略的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制を予め確立する。

なお、県内震度4以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

(ウ) 新潟県の役割

a 県は県内震度4以上の地震が発生した場合には被災地の消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

b 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局に対してヘリコプター、巡視船艇等による情報収集を依頼する。

c 気象庁から県内沿岸に「津波警報」が発表された場合には、航空自衛隊、陸上自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。

d 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、胎内市に提供する。

e 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

f 県は収集した情報を集約し、被害の概略を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（G I S・G P S）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

g 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各通信手段の効果的な活用等により、積極的に

情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

- h 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は、胎内市と関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

(イ) 県警察の役割

- a 地震発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。
- b ヘリコプター・テレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

(オ) 防災関係機関の役割

大規模地震が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトロールカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

イ 活動の調整

県、胎内市・消防機関、県警察本部、防災関係機関は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

ウ 達成目標

災害関連情報等を集約し、市町村・消防機関、防災関係機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに情報伝達の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などを配慮する。

(3) 積雪期の対応

積雪期に地震が発生した場合、山間地の集落は通信・交通共に途絶状態となる可能性が高いので、総務対策部はこれらの地区に災害時も使用可能な通信装置を設置するよう努めるとともに、住民の中から連絡員を委託しておき、災害時の情報収集の拠点とするなど情報の収集伝達体制の確立に努めるものとする。

(4) 孤立状況の把握

通路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、胎内市、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、被災市町村へ報告する。

また、被災市町村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
自治会、住民等	警察、消防機関、胎内市等	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、胎内市等	県、報道機関	同上
新潟県	国、防災関係機関	同上

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等 公共機関の対応策
警察、消防機関、胎内市等	自治会、住民	同上
自治会、住民等		

3 業務の体系

第1次情報の収集、伝達

- ・ 胎内市、消防機関、県警察、防災関係機関による情報収集(県)
- ・ 状況により被災市町村(胎内市)へ連絡職員を派遣(県)
- ・ 県地域機関による情報収集(県)
「消防庁への火災・災害等即報基準」
「消防庁への直接即報基準」

一般被害情報及び応急活動情報の収集、伝達

- ・ 胎内市・消防機関、警察、防災関係機関による被害情報の把握及び応急対策活動状況、災害対策本部、避難所の設置状況等の報告
- ・ 県地域機関による被害状況の把握と主管課等への報告
- ・ 消防庁応急対策室及び内閣府(防災担当)被災者行政担当への連絡

一般住民等へ広報

- ・ 報道機関等への情報伝達、報道要請
- ・ 高齢者等避難、避難指示等の伝達

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 震度4以上の市町村、消防本部及び警察本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局等に対し被災状況の把握活動を要請する。 必要に応じて胎内市に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。 ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集、必要に応じ、交通機動隊のトライアル班を、出動させ被災地の情報を収集する。 交通規制を実施した場合については、県、胎内市等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市における地震発生後の各段階における情報収集・伝達（194頁～195頁）により詳細な被害状況を調査する。 避難所を開設したとき自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。

(2) 連絡体制

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊、消防庁応急対策室に被害状況を連絡する。 災害救助法の適用が予想される場合は、内閣府（防災担当）被災者行政担当への被害状況を報告する。 収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県に被害状況を報告する。 避難指示等を発出した場合は、新潟県総合防災情報システムにより速やかに新潟県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告、情報提供する。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 第九管区海上保安本部は、海上における警戒区域を設定した場合、胎内市にその旨を通知し、船舶等に周知するとともに、非常本部等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ適時適切な広報の実施に努めるものとする。

	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関は、被害状況及び急患受入れの可否等を新潟県医務薬事課へ報告する。・ ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を新潟県へ報告する。
--	---

5 胎内市における地震発生後の各段階における情報収集・伝達

(1) 地震発生直後

- ア 総務対策部は、地震発生が勤務時間外の場合、非常招集で登庁してくる職員から被災状況を聞き取り調査するものとする。
- イ 総務対策部は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。
- ウ 地震発生直後は、特に人命に係る災害情報の収集に努める。収集すべき情報は、以下に示すとおりとする。

収集すべき情報
行方不明者（氏名、性別等）、傷病者
家屋倒壊（生き埋め現場）
土砂災害（生き埋め現場、発生危険箇所）
火災（出火箇所、延焼範囲、危険区域）
その他（土木施設の破壊等による）

(2) 応急対策初動期

ア 県への報告

- (ア) 総務対策部は、地域内の被害状況を調査し、危機対策課へ報告するものとする。なお、被害状況が十分把握できない場合であっても火災・災害等を覚知した時は、第一報を報告するものとする。

また、県に被害状況等を報告できない場合は、内閣総理大臣（自治省消防庁）へ直接報告するものとする。

（被害報告取扱要領（平成8年5月1日付け消第4079号新潟県総務部長通知））

- (イ) 総務対策部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに自治省消防庁及び県に報告するものとする。
- イ 総務対策部及び民生対策部は、避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、パソコン通信等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難所の数、内訳及び必要とされる食糧・物資の量等の情報を効率的に収集するものとする。

ウ その他に収集すべき情報は次のとおりとする。

収集すべき情報
医療情報
・医療機関の被災状況（物的被害又は医療従事者の被災等による診療等の可否） ・後方医療機関の収容状況
交通情報
・緊急輸送路等道路の被災状況（被害箇所、状況、通行の可否）
住民の避難状況
・指定避難場所への避難状況（人数、負傷者数） ・指定避難場所以外への避難状況（所在地、人数、負傷者数）

(3) 応急対策本格稼働期

- ア 総務対策部は、県出先機関と協力して地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県消防防災課に報告するものとする。
- イ 総務対策部は、応急対策終了後10日以内に、県に対して災害確定報告を郵送又はファクシミリで報告するものとする。
(被害報告取扱要領（平成8年5月1日付け消第4079号新潟県総務部長通知）)

第7節 広報計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

胎内市・新潟県・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

(イ) 新潟県

地震発生後、地震・津波に関する全県的な情報を積極的に収集し、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

(ウ) 警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

(エ) 新潟地方気象台

地震発生後、的確な応急対策が講じられるよう、地震・津波に関する情報を広報する。

(オ) 北陸地方整備局

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、河川・砂防・国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

(カ) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(キ) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(ク) 報道機関

地震・津波に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(ケ) 市民、企業・事業所等

地震・津波に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ 達成目標

「5 災害発生時の各段階における広報」に基づき、多様な手段を活用しながら、時期を失すことなく広報する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

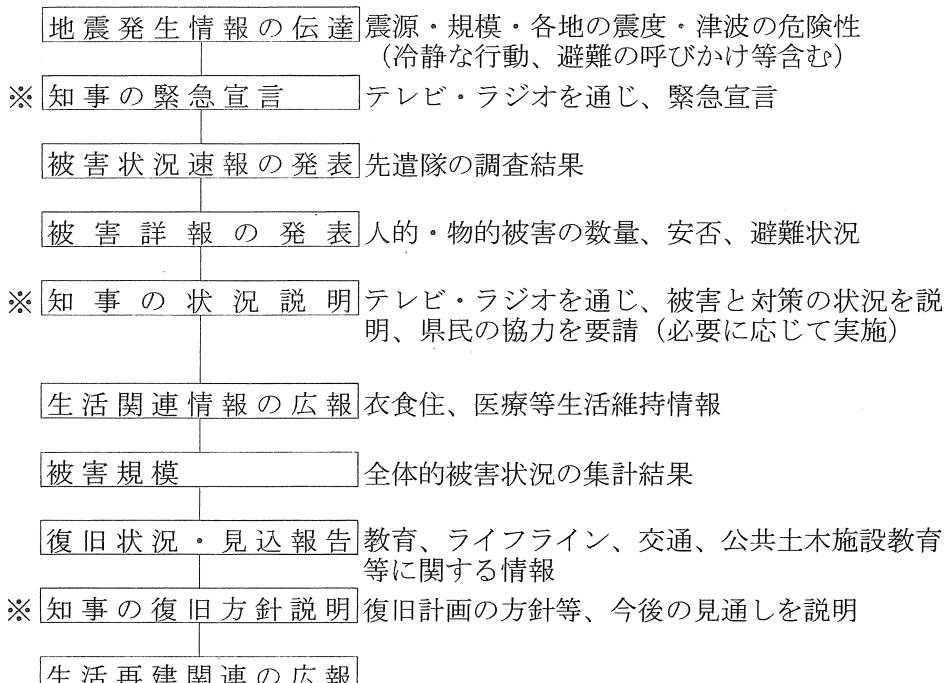
(3) 代替情報提供機能の確保

地震、津波等による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

2 業務の体系

× 地震発生

—— 地震発生直後



(※=必要に応じて実施)

3 各機関の役割

(1) 胎内市

ア 役割

総務対策部は主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

(ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報

(イ) 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報

(ウ) 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報

(オ) 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等

(カ) 被災者の相談・要望・意見

(キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 手段

(ア) 電話・防災メール・防災情報受信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示

(イ) 住民相談窓口の開設

(ウ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

(エ) 防災行政無線による情報発信

(オ) 緊急速報メールによる情報発信

(カ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV・等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。）なお、災害の状況によっては、臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

(キ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(ク) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

(2) 新潟県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

また、胎内市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市町村からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

イ 広報・広聴すべき事項

(ア) 地震・余震の各地の震度情報

(イ) 県地域機関、市町村、その他防災関係機関から報告された被害状況

(ウ) 国、県、市町村等公的機関の災害対応、災害対策本部に関する情報

(エ) 知事の県民への呼びかけ及び対応方針

(オ) 医療機関の被災状況・受入可否

(カ) ライフライン、交通情報

- (キ) 物資・食料・義援金、ボランティアの受け入れ情報
- (ク) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
- (ケ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (エ) 災害の記録誌、記録映像の作成
- (オ) 電話、手紙、電子メールによる意見・要望等の収集
- (カ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）公共情報コモンズによる情報提供

(3) 新潟地方気象台

ア 役割

地震が発生した場合、緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、地震に関する情報等を提供する。

イ 広報すべき事項

緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、地震に関する情報等

ウ 手段

- (ア) 防災情報提供システム等での提供
- (イ) 報道機関、県、胎内市、防災関係機関への説明会の実施
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(4) 北陸地方整備局

ア 役割

河川・砂防・国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を提供する。

イ 広報すべき事項

河川・砂防・道路等の所管施設の被災状況、復旧に関する情報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(5) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示

- (イ) 利用者相談窓口の開設
 - (ウ) 報道機関への報道依頼
 - (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
 - (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
 - (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (6) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）
- ア 役割
 - 主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。
 - イ 広報すべき事項
 - (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ
 - (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更、代替手段
 - (ウ) 復旧状況及び復旧見込み
 - ウ 手段
 - (ア) 乗降場での印刷物の掲示
 - (イ) 場内・車内・船内・機内等での放送
 - (ウ) 報道機関への報道依頼
 - (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
 - (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
 - (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (7) 県警察
- ア 役割
 - 被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。
 - イ 広報すべき事項
 - (ア) 災害に乘じた犯罪の抑止情報
 - (イ) 交通規制に関する情報
 - (ウ) 胎内市長から要求があった場合等の避難指示広報
 - ウ 手段
 - (ア) 報道機関への情報提供
 - (イ) 警察官による現場広報
 - (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (8) その他防災関係機関等
- 住民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。
- (9) インターネットによる情報発信における連携
- 各防災機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

4 災害対策基本法第57条に基づく報道要請

新潟県又は胎内市は、災害対策基本法第55条又は第56条の規定による災害に関する

る通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。

実施主体	対 策
新潟県 胎内市	・ 放送申込書により日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。
報道機関	・ 報道要請に基づき報道する。

(1) 要請内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等住民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけ

(2) 各報道機関の連絡先

機関名	所 在 地	電話(昼間)	電話(夜間)	F A X	責 任 者
N H K	新潟市中央区川岸町1-49	025-265-1141	同左	265-1145	放送部長
B S N	新潟市中央区川岸町3-18	025-230-1532	267-3469	267-5810	報道担当部長
N S T	新潟市中央町八千代2-3-1	025-248-7234	249-8850		報道部長
T e N Y	新潟市新光町1-11	025-283-8152	同左	283-8159	報道部長
U X	新潟市中央区下大川前通六ノ町2230-19	025-223-8608	同左	223-0194	報道グループ長
F M新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2311	同左	245-3577	放送営業部次長

5 災害発生時の各段階における広報

(1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

実施主体	対 策
新潟地方気象台	・ 気象庁及び県等が観測した地震データに基づく情報（緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、地震に関する情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・ 必要に応じて、県、胎内市、報道機関等に津波情報・予報、地震情報等について、説明会を開催する。
新潟県	・ 津波発生の恐れがあるときは、直ちに防災行政無線等を通じて、危険地域の市町村防災関係者に避難又は警戒を呼びかける。 ・ 震度情報や被害状況等を報道機関や県ホームページ等を通じて提供する。 ・ 緊急情報は防災ポータルに一元的に集約し、情報発信する。

胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する避難指示等 ・胎内市に津波被害の危険性のある場合は、防災行政無線等で広報する。 ・危険地域の住民に広報車、新潟県総合防災情報システム、災害情報共有システム（レアラート）及び防災行政無線等により広報とともに、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況や国道の通行規制情報等を報道機関等を通じて提供する。 ・災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整える。
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに被害状況を報道し、住民及び防災関係機関等の事態の把握を支援する。
新潟県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急事態宣言を行う。

(2) 災害応急対策初動期（災害発生後概ね2日以内）

実施主体	広報事項
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設等 ・医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・給水・炊き出しの実施、物資の配給
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報 ・公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報 (箇所数等の数量情報) ・医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受け入れの可否 ・児童生徒の安否情報及び教育機関の被害状況 ・物資・食糧・義援金の受け入れ情報 ・救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定 ・各種相談窓口に関する情報
新潟県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に乘じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市長から要求があった場合等の避難指示広報
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の所管施設の被害及び復旧に関する情報
ライフライン 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による使用不能状況 ・使用可能の場合の使用上の注意等
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ ・臨時ダイヤ等
新潟県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急事態宣言を行う。

	送を含む)を通じて被害の状況、県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を隨時自ら分かりやすく県民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。
--	---

(3) 災害応急対策本格稼働期（災害発生後概ね3日目以降）

実施主体	広報事項
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒・衛生・医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 ・小中学校の授業再開予定 ・仮設住宅への入居
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被害金額等の概算集計 ・公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み ・義援金受入
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の所管施設の被害状況及び復旧見込み
ライフライン 関係機関 公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧見込み ・災害時の特例措置の実施状況
新潟県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む）等を通じて県民に分かりやすく説明する。

(4) 復旧対策期

実施主体	広報事項
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行 ・生活重建資金の貸し付け ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・その他生活重建に関する情報
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な復旧計画等

6 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、新潟県や胎内市等の災害対応の参考とする。

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受け付け ・被災者のための相談窓口の設置
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市の行う被災者のための相談活動に対する支援 ・災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取
ライフライン 関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者相談窓口の開設

7 住民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第8節 住民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、住民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

県は、関係機関の協力を要請し、孤立して危険な状態におかれている住民をヘリコプター等により輸送する。

津波からの避難については、本章第5節「津波避難計画」による。

ア 各主体の責務

(ア) 市民

- ・自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- ・火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- ・家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- ・避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- ・指定避難所以外の場所に避難する場合は市町村に避難先を連絡する。

(イ) 企業・事業所等

- ・不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- ・必要に応じて、施設を指定緊急避難場所として提供する。
- ・近隣での住民の救助活動に協力する。

(ウ) 胎内市

- ・地震後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- ・指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- ・避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- ・二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示又は勧告する。

※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等

(エ) 新潟県の役割

- 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、胎内市に隨時提供して状況判断について技術的な支援を行う。
- 前記の情報収集・提供を行う拠点を危機管理センターとし、市町村への情報支援体制を確立する。
- 胎内市の避難情報の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市町村からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- 胎内市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、胎内市長の応援要請に応じて

避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の確保に係る支援を行う。

g 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

イ 活動の調整

胎内市災害対策本部、県災害対策本部等

ウ 達成目標

避難指示等と適切な情報提供により、二次被害による人的被害発生を防止する。

避難行動要支援者の逃げ遅れを防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ 胎内市は、予め策定した「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、災避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ 胎内市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、胎内市を支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、胎内市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、胎内市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

エ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

オ スキー場に非常に多数のスキー客がおり、一時的に帰れない状況にあるため、胎内市は、宿泊施設の借り上げ等により避難場所を確保する。

(4) 広域避難への対応

ア 被災市町村による協議等

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県による協議等

県は、市町村からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受け入れ能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	消防、警察、胎内市	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
胎内市	新潟県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
新潟県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

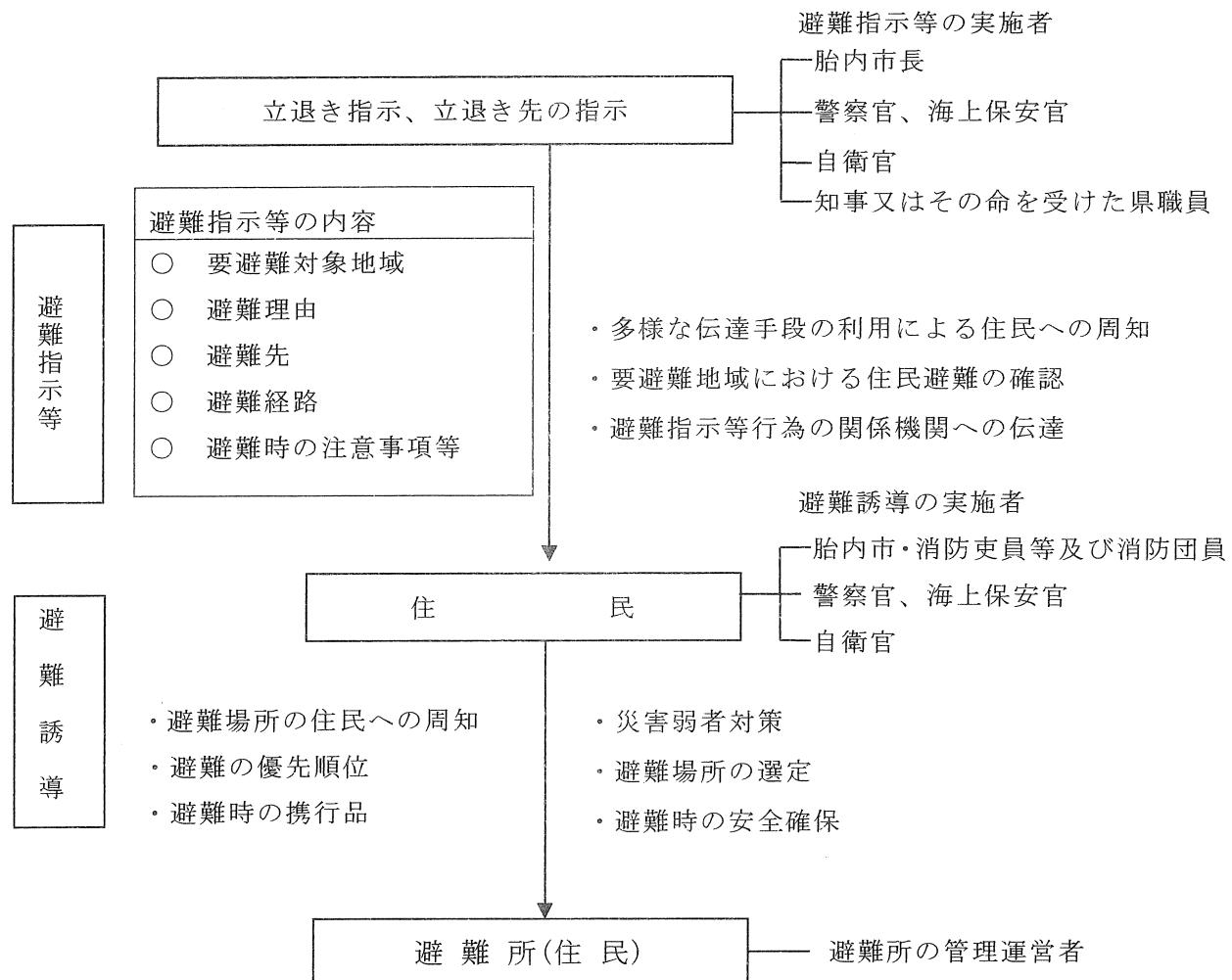
(2) 救助活動（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	活動範囲、部隊規模、受け入れ態勢
胎内市	自治会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
自治会、住民	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系

- 1 時間以内 屋外退避、危険地域からの自主避難
- ↓ 避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援
- 3 時間以内 指定避難所への避難、避難指示等の発令
- ↓ (必要に応じて警戒区域の設定)
- 2~4 時間以内 難行動要支援者の移動

4 胎内市避難フロー



5 業務の内容

(1) 避難誘導、救助

実施主体	対 策
被災者、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導、救助要請
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の開設と被害状況の収集 ・情報の提供と発信 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要請 ・管理施設の避難所開放
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び胎内市との情報交換

(2) 避難指示等

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への避難指示等の伝達 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、警察、消防機関等への連絡
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 ・関係機関に災害派遣等を要請 ・応急対策の実施
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防

(3) 「避難指示等」の実施者

区分	実施者	根拠法令
避難指示等	胎内市長	災害対策基本法第60条第1項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法94条
	新潟県知事	災害対策基本法第60条第5項 (当該災害の発生により市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)
	新潟県知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条
	新潟県知事又はその命を受けた水防管理者	水防法第22条

(4) 「避難指示等の発令の判断基準」

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

- ア 津波警報（津波又は大津波）が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合
- イ 地震火災の延焼拡大又は有毒ガス等の危険物資等の流出拡散等により、住民に生命の危険が及ぶと認められる場合
- ウ がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、近隣住民に生命の危険が認められる場合
- エ その他災害の状況により、市長等が必要と認める場合

6 避難誘導

住民等の避難誘導は、民生対策部及び警察署が区長及び消防団と協力して実施する。誘導に当たっては、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

指定避難場所

胎内市の指定避難場所は次ページのとおりである。

胎内市指定避難場所

	施設名	所在地	電話	FAX	管理者	電話
1	中条小学校体育館	大川町 16-56	0254-43-2042	0254-43-2670	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
2	中条中学校	東本町 16-57	0254-43-2761	0254-43-7393	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
3	中央公民館	東本町 15 番 66 号	0254-43-2001	0254-43-3471	胎内市長	生涯学習課 0254-43-6111
4	産業文化会館	新和町 2-5	0254-43-6400	0254-43-5040	胎内市長	生涯学習課 0254-43-6111
5	サンビレッジ中条	長橋下 421-1	0254-44-8055	0254-44-8044	胎内市長	生涯学習課 0254-43-6111
6	B & G 体育館	西条野添 666	0254-43-4570	0254-43-6135	胎内市長	生涯学習課 0254-43-6111
7	総合体育館	清水 9-7	0254-43-0003	0354-43-0004	胎内市長	生涯学習課 0254-43-6111
8	胎内小学校体育館	江上 470	0254-43-2044	0254-43-7395	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
9	乙地区交流施設	乙 2705 番地	0254-46-2101	0254-46-2066	胎内市長	生涯学習課 0254-43-6111
10	乙中学校体育館	大出 1773 番地の 10	0254-46-2023	0254-46-2840	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
11	きのと小学校体育館	山屋 120 番地	0254-46-2025	0254-46-2066	胎内市教育長	生涯学習課 0254-43-6111
12	環境改善センター	築地池東 3269 番地	0254-45-3101	0254-45-2050	胎内市長	学校教育課 0254-43-6111
13	築地小学校体育館	築地 3467 番地	0254-45-2020	0254-45-5041	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
14	築地中学校体育館	築地 3713 番地	0254-45-2019	0254-43-5054	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
15	黒川地区公民館	黒川 1647-1	0254-47-3405	0254-47-2959	胎内市長	生涯学習課 0254-43-6111
16	黒川小学校体育館	黒川 1076-1	0254-47-2405	0254-47-3123	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
17	黒川中学校体育館	太田野原 62-62	0254-47-2425	0254-47-3115	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
18	胎内レクホール	夏井 1185-2	0254-48-3321	0254-48-3323	胎内市教育長	学校教育課 0254-43-6111
19	鼓岡地区担い手センター	鼓岡 1047-1			胎内市長	生涯学習課 0254-43-6111
20	大長谷地区防災拠点施設	大長谷 51-1			胎内市長	総務課 0254-43-6111
21	新潟県立中条高等学校	東本町 19 番地 1	0254-43-2047	0254-43-5763	新潟県	中条高等学校 0254-43-2047
22	新潟県少年自然の家体育館	乙字大日裏	0254-46-3070	0254-46-3070	新潟県	新潟県少年自然の家 0254-46-2224
23	(はつと)HOT・中条	西本町 11 番 11 号	0254-44-8680	0254-44-8641	胎内市長	健康福祉課 0254-43-6111
24	にこ楽・胎内	栗木野新田 26-1	0254-48-2626	0254-48-2626	胎内市長	健康福祉課 0254-43-6111

第9節 避難所運営計画

1 計画の方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は胎内市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- (イ) 胎内市は、指定避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- (イ) 新潟県は、胎内市の避難所の開設・運営を支援する。
- (ウ) 県警察は、避難所の保安等に当たる。
- (エ) 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について胎内市に協力する。

イ 達成目標

- (ア) 地震発生後3時間以内に開設する。(施設の安全確認、職員配置)
- (イ) 地震発生6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。
- (ウ) 地震発生12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- (エ) 地震発生から概ね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。
- (オ) 避難所での生活をおおむね地震発生から2ヶ月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

- (ア) 指定避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。
- (イ) 安全、保健・衛生、保安、プライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の設置や巡回警備等による避難所における安全性の確保に配慮する。
- (ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
- (エ) 避難者に食糧、生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- (オ) 胎内市は、避難所の運営・管理に当たる職員を遅滞なく配置する。
- (カ) 避難者1人当たり3~4m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、間仕切りや簡易ベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置するとともに、努めて一方通行化を追求す

る。なお、間仕切りが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

- (キ) 避難所の建物外の避難者には、テントなどを提供する。
- (ク) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。

なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

- (ケ) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (コ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- (サ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (シ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (ス) 巡回警備等による避難所における安全性を確保する。特にトイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
- (セ) 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (リ) 気温や湿度の高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

イ 男女共同参画の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

- (ア) 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに配慮する。
- (イ) 避難住民による避難所管理組織に男女が等しく参画できるよう配慮を求める。
- (ウ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。特に男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(3) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

- (ア) 胎内市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に務める。
- (イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
- (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関へ

の転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

(ア) 胎内市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。

(イ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(4) 指定避難所運営に伴う各機関への協力要請

指定避難所の運営に際し、胎内市長は、必要に応じて県に対して日本赤十字新潟支部、新潟県医師会、保健所、精神保健福祉センター、栄養士会、ボランティア団体等の防災関係機関の協力についての要請を行うものとする。

(5) 指定避難所における住民の心得

指定避難所に避難した住民は、指定避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、胎内市は平時から指定避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力。

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの厳守。

ウ 要配慮者への配慮。

エ その他避難場所の秩序維持に必要と思われる事項。

(6) 積雪地域での対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房器具及び暖かい食事の早期提供に配慮する。

(7) 外来者、一時滞在者への支援

外来者、一時滞在者への避難支援については、警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、避難路等の要所に避難誘導員を配置する等、安全な経路に誘導し、最寄りの指定避難所に避難させる。また、交通情報等の周知に努めるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	胎内市災害対策本部	避難者数、ニーズ
胎内市災害対策本部	新潟県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ
	胎内市災害ボランティアセンター	
新潟県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

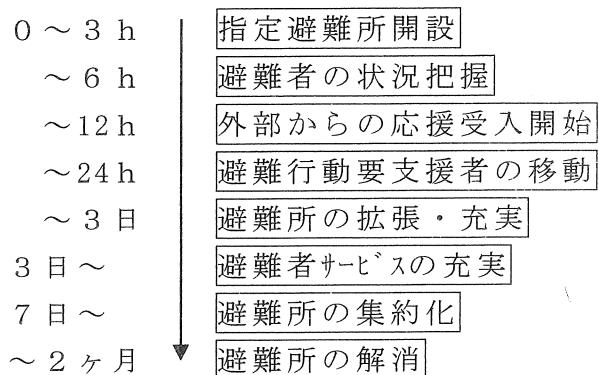
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	新潟県災害対策本部	支援・供給情報
新潟県災害対策本部	胎内市災害対策本部	

胎内市災害対策本部	避難所	
-----------	-----	--

3 業務の体系

☆ 地震発生



4 業務の内容

(1) 地震発生後 24 時間以内の業務

実施主体	対 策
胎内市	<p>指定避難所開設 (~ 3 h)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ ・職員配置、避難所開設報告 ・施設の安全確認 <p>避難者の状況把握 (~ 6 h)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数・ニーズの把握、報告 ・避難所備蓄物資の提供 <p>外部からの応援受入開始 (~ 12 h)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食糧・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・冷房器具の手配（夏季） ・暖房器具、燃料の手配（冬季） ・医療救護班の受入れ ・避難行動要支援者支援要員の配置 <p>避難行動要支援者の移動 (~ 24 h)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所

新潟県	<p>指定避難所開設時の支援（～3h）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県施設避難所の開設への協力 ・施設の応急危険度判定要員派遣 <p>避難所運営の応援（～12h）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営応援職員の派遣 ・食糧・生活必需品の調達・配達 ・県備蓄物資の提供 ・仮設トイレの手配 ・医療チームの派遣 ・看護師、保健師の派遣 <p>避難行動要支援者の移動（～24h）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ医療機関の確保 ・福祉関係者への協力依頼
避難所予定施設の管理者	<p>避難所予定施設の安全確認（～3h）</p> <p>避難所開設作業への協力</p>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請により食糧・物資を輸送 ・　　〃　　傷病者等を搬送

(2) 地震発生後3日目以内の業務

実施主体	対 策
胎内市	<p>避難所の拡張・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 (緩衝材、間仕切り等設置) ・避難者による自治組織編成
新潟県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊に避難者用テント設営を要請
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請によりテントを設営
東北電力	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所施設の電力供給再開

(3) 地震発生後3日目以降の業務

実施主体	対 策
胎内市	<p>避難者サービスの充実（3日～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護 ・臨時公衆電話等の設置を要請

新潟県	避難者サービス充実への協力（3日～） ・自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 避難所・避難者の集約（7日～）
自衛隊	避難者サービス充実への協力（3日～） ・県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施
電気通信事業者	避難者サービス充実への協力（3日～） ・胎内市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置

第10節 避難所外避難者の支援計画

1 計画の方針

避難所外被災者に対し、食糧・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 基本方針

「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

ア 各主体の責務

(ア) 避難所外避難者は、胎内市、消防、警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

(イ) 胎内市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(ウ) 新潟県は、胎内市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、胎内市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

(エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市町村へ提供する。

イ 達成目標

避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した避難行動要支援者は、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(3) 積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所外避難者	胎内市災害対策本部	避難所外避難者の状況
胎内市災害対策本部	新潟県災害対策本部	避難所外避難者の支援ニーズ
新潟県災害対策本部	関係機関	支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県災害対策本部	胎内市災害対策本部	支援に関する情報
胎内市災害対策本部	避難所外避難者	支援に関する情報

3 業務の体系

指定避難所外避難者の状況調査



必要な支援の実施

4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	対 策
新潟県	胎内市に対する支援（人員、助言等）
胎内市	指定避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)
避難者	避難状況の胎内市災対本部への連絡

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	対 策
新潟県	胎内市に対する支援（人員、助言等）
胎内市	<ul style="list-style-type: none">・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）・食料・物資の供給 (避難所を供給の拠点として食料・物資を供給) (ボランティア本部等と連携し、協力依頼先を確保)・避難者の健康管理、健康指導